

著作権法の一部を改正する法律（令和3年改正）について

I. はじめに

第204回国会に提出された「著作権法の一部を改正する法律案」が、令和3年5月26日に可決・成立し、6月2日に令和3年法律第52号として公布された。同法は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるものである。

著作権法の一部を改正する法律（以下「本改正法」という。）の主な改正内容は、（1）図書館等の権利制限規定の見直しとして、①国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信、②各図書館等による図書館資料の公衆送信、（2）放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化として、①権利制限規定の拡充、②許諾推定規定の創設、③レコード・レコード実演の利用円滑化、④映像実演の利用円滑化、⑤協議不調の場合の裁定制度の拡充である。

以下の解説において、法第〇条とあるのは著作権法（昭和45年法律第48号）の条項を示す。なお、本改正法については施行のタイミングが複数回にわたり、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに条項の変動が生じる。そのため、以下の解説においては、本改正法による改正後の条項を示すときは、完全に施行される、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日における条項を新法第〇条と記載することとする。

II. 改正の経緯

今般の改正は、他法令の改正等に伴う規定の整備を除けば、インターネット上の海賊版対策の強化等を内容とする著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第48号）による改正以来の改正である。今般の改正に係る主な検討の経緯等は、次の表のとおりである。

改正に係る主な出来事			
		放送同時配信等に係る権利処理の円滑化	図書館等の権利制限規定の見直し
平成30年	6月	「規制改革実施計画 ¹ 」において、「同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展	

¹ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/180615/keikaku.pdf>

		なども踏まえ、必要な見直しを行う。」とされ、著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しについては平成 31 年度に措置することとされた。	
	8月	総務省情報通信審議会「視聴環境の変化に対応した 放送コンテンツの製作・流通の促進方策 の在り方について 最終答申 ² 」が取りまとめ。著作権制度の改正についての結論は出さず。	
令和元年	6月	「規制改革推進に関する第5次答申 ³ 」において、「同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。」とされたことを受けて、検討開始。	
	11月	総務省において課題の整理の取りまとめ。	
令和2年	2月	「「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に関する基本的な考え方（審議経過報告） ⁴ 」において、①検討の射程・優先順位、②対象とするサービスの範囲、③権利処理の円滑化のための手法、④権利者の利益保護への配慮の4項目について考え方が整理されるとともに、これに沿って、関係者の意向を十分に踏まえつつ、より具体的な検討を早急に進める必要があるとされ、令和2年度は、これを踏まえ、更に議論を深めることとした。	
	6月		「知的財産推進計画 2020 ⁵ 」において、「権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。」とされ、令和2年度内早期に文化審議会で検討を開始し、令和

² https://www.soumu.go.jp/main_content/000570858.pdf

³ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/190606/toshin.pdf>

⁴ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/55/pdf/92074501_04.pdf（別紙参照）

⁵ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

			2年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずるとされたことを受けて、検討開始。
	7月	「規制改革実施計画 ⁶ 」において、「放送のインターネット同時配信等…について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を取りまとめる。その上で、総務省取りまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、…検討、結論を得る。」とされ、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す とされた。	
	7月	文化審議会における検討開始。	
	8月	総務省において放送事業者の要望 ⁷ を取りまとめ。	
	9月	文化審議会著作権分科会基本政策小委員会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」を設置し、検討開始。	文化審議会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」を設置し、検討開始。
令和3年	2月	文化審議会著作権分科会において、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書 ⁸ 」を取りまとめ。	文化審議会著作権分科会において、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書 ⁹ 」を取りまとめ。
	3月	閣議決定、国会提出。	
	5月	成立。	
	6月	公布。	

Ⅲ. 改正の趣旨及び概要

1. 図書館関係の権利制限規定¹⁰の見直し

(1) 改正の趣旨

法第31条では、図書館等の果たすべき公共的奉仕機能に着目した権利制限規定が設けられており、図書館等における複写サービスや資料保存のための複製、国立国会図書館から他の図書館等への「絶版等

⁶ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

⁷ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosobangumi_working_team/r02_01/pdf/92494201_07.pdf

⁸ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_02.pdf

⁹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_03.pdf

¹⁰ 著作権者の権利を制限し、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる例外的な場合を定めた規定のこと。

資料」(法第 31 条第 1 項第 3 号で定義されている「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」をいう。以下同じ。)のインターネット送信等について、一定の要件の下で権利者の許諾なく行うことができることとなっている。

本規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に十分対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化している状況にある。

こうした状況を踏まえ、本改正法では、国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、①国立国会図書館においてデジタル化された絶版等資料のデータを各家庭等から閲覧するため、国立国会図書館がインターネット送信することを可能とするとともに、②図書館等が、図書館資料のコピーを、当該図書館等の利用者に対して公衆送信することを可能とすることとした。

(2) 改正の概要

①国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信(新法第 31 条第 6 項から第 11 項関係)

改正前の法第 31 条第 3 項では、国立国会図書館においてデジタル化された絶版等資料のデータを、国立国会図書館が他の図書館等に対してインターネット送信し、それを送信先の他の図書館等において、一部分を複製して当該図書館等の利用者に提供することが可能となっている。

このような権利制限規定が設けられているのは、絶版等資料については、(ア)国民が市場で入手・閲覧することが困難であるため、公的機関の責任において国民の情報アクセスを確保する必要性が高い一方で、(イ)市場に流通しておらず収益化されていない資料であれば、その送信等により権利者に大きな不利益を与えることもないという理由によるものである。

この点、改正前の法第 31 条第 3 項では、絶版等資料のデータは他の図書館等にしか送信できないこととなっており、国民は図書館等に足を運ばないとそのデータにアクセスすることができない。このため、感染症対策等のために図書館等が休館している場合や、病気や障害等により図書館等まで足を運ぶことが困難な場合、そもそも近隣に図書館等が存在しない場合など、図書館等への物理的なアクセスができない場合には、絶版等資料へのアクセス自体が困難となるという課題があった。

そこで、従来は国立国会図書館から他の図書館等に送信され、物理的に当該図書館等に来館した利用者のみが閲覧し、コピーを得ることが可能とされていた絶版等資料を、国立国会図書館が一定の要件の下で、直接各家庭等に対しても電子形式で送信することを可能とすることとした。もっとも、図書館等以外の場所で閲覧・コピーの入手ができるようになることで権利者に与える影響が大きくなるため、図書館等で当該コピーが紙媒体で提供される場合と同等の権利者保護を図る観点から種々の要件設定を行うこととしている。

すなわち、改正前の法第 31 条第 3 項においては送信先が図書館等に限られていたため、①絶版等資料を閲覧できるのは図書館等に物理的に足を運んだ者のみであった、②図書館等で絶版等資料の閲覧の用に供される専用端末の数は多くなく、同時に閲覧できる人数が限定されていた、③図書館等の管理を通じて不適切な行為を防止することができたという点で、権利者の利益が不当に害される懸念はなかったが、今回、送信先が各家庭等に広がることによって、①「図書館等に物理的に足を運ばずとも、誰もがどこからでも絶版等資料を閲覧できるようになる、②「個人が保有するパソコンやスマートフォンを含め、

あらゆる端末から同時に多数の者が絶版等資料を閲覧できるようになる、③ 図書館等の管理が及ばない中で国民が自由に閲覧できるようになる結果、データの不正な拡散などの不適切な行為を招くおそれもあることから、権利者の利益を不当に害しないような担保を別途行う必要がある。

このため、送信先の拡充が権利者に与える影響を軽減し、改正前の規定と同等の権利者保護を図る観点から、以下の（i）～（iii）のとおり規定するとともに、受信者（利用者）における私的領域内での活動の自由の確保などの観点から、（iv）の規定を設けることとしている。

（i）主体：「国立国会図書館」

主体は、改正前の法と同じく、国立国会図書館に限定している。

（ii）対象物：「特定絶版等資料」（新法第 31 条第 10 項及び第 11 項関係）

「絶版等資料」は、改正前の法第 31 条第 1 項第 3 号において「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されており、そのうち同条第 2 項により国立国会図書館がデジタル化しているものが同条第 3 項により他の図書館等に対して送信する対象となっている。

「絶版等資料」となるか否かは送信時点で「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難」と言えるか否かによって判断されることとなるため、近々復刻することが決定している資料などであったとしても、送信時点で一般市場において入手困難となっているのであれば「絶版等資料」に該当することとなる。送信時点で一般市場において入手困難な資料は、国民の情報アクセスを保障する観点で、少なくとも図書館等においては閲覧を可能とする必要があるが、本改正法によって家庭からもアクセスさせるとすれば、将来的な復刻版の需要を奪い、権利者に不利益を与えるおそれが高くなる。

そこで、送信対象を改正前の法第 31 条第 3 項よりも更に絞ることとし、同項により他の図書館等に送信する対象資料（絶版等資料）から近々復刻する蓋然性が高いものを除いたものを「特定絶版等資料」と定義することとした。

（iii）行為態様：送信形態等の限定（新法第 31 条第 8 項関係）

改正前の法第 31 条第 3 項においては、絶版等資料のデータの送信先が図書館等に限定されていたことから、図書館等において適切な管理を行うことにより、作成されたデータが拡散することや、図書館等の利用者がデータを不正に保存して持ち帰ることなどの行為を防止することができた。

他方、今回、送信先を各家庭等にまで拡大することで、図書館等の管理が一切及ばない中で多数の国民が簡易に大量のデータを閲覧することが可能となること、仮に資料のデータ自体が直接各家庭等の端末に保存されることとなった場合には、受信者が当該データを不正に拡散させるなどの違法行為が蔓延し、権利者の利益が不当に害されることが懸念される。

このため、国立国会図書館から各家庭等への送信を行うに当たっては、データのダウンロードを防止・抑止するための措置を講ずることを求めることとした。

（iv）受信者（利用者）側で可能とする行為に係る規定の整備（新法第 31 条第 9 項第 1 号及び第 2 号関係）

改正前の法第 31 条第 3 項（後段）では、図書館等の利用者の求めに応じ、自動公衆送信される絶版等

資料に係る著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することが認められているところ、これと同等の行為として、新法第 31 条第 9 項第 1 号では、自動公衆送信される当該著作物を受信者が自ら利用するために必要と認められる限度において著作権者の許諾なく複製することを認める旨を規定することとした。

なお、権利者の利益への影響にも配慮しつつ、私的使用目的での複製（法第 30 条第 1 項）と同等の私的領域内の行為と評価できる範囲の利用を認めるという観点から、その複製は「自ら利用するために必要と認められる限度」において行うこととし、改正前の法第 31 条第 3 項（後段）にあるような「著作物の一部分」及び「一人につき一部」という要件は設けないこととしている。

また、新法第 31 条第 9 項第 2 号に規定している「公に伝達すること」とは、公衆送信される著作物をそのまま受信装置（例：パソコン、タブレット端末）を用いて公衆（不特定又は特定多数の者）に伝達する行為であり、法第 2 3 条第 2 項において著作者が公の伝達に関し権利を有する旨が規定されている。

図書館等以外における公の伝達についても、（ア）受信者が個々に家庭内等で閲覧する場合と同程度の私的な利用の範囲内にとどまる場合や、（イ）（ア）の場合以外の場合であっても、図書館等と同様の公共的性質を有する施設において、権利者の利益に配慮した形での対応を継続的かつ責任を持って実施することが可能であると認められる場合には、これを認めることとした。

※新法第 31 条第 7 項の規定による国会図書館からの送信を受けた各図書館等が行える行為について

新法第 31 条第 7 項の規定による国会図書館からの送信を受けた各図書館等が行える行為（複製物の作成・提供、公の伝達）についても、同条第 9 項の規定による国会図書館からの送信を受けた受信者が行うことができる行為（複製、公の伝達）と平仄を合わせる形で改正をしている（新法第 31 条第 7 項第 1 号及び第 2 号関係）。（詳細は後述の IV. 1. (1) (ii) 参照）

②各図書館等による図書館資料の公衆送信（新法第 31 条第 2 項から第 5 項）

法第 31 条第 1 項第 1 号では、国立国会図書館又は政令で定める図書館等¹¹は、営利を目的としない事業として、調査研究を行う当該図書館等の利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製して提供することが可能となっている。

この点、法第 31 条第 1 項第 1 号では、可能な行為が複製及び複製物の提供（譲渡）に限定されているため、図書館等から当該図書館等の利用者に対して、メール等による送信（公衆送信）を行うことはできない。改正前の法においても、遠隔地にいる利用者に資料のコピーを届けようとする場合に、紙媒体等で複製した上でその複製物を郵送することは可能であるが、郵送サービスを実施している図書館等は多くなく、複製物の入手までに時間がかかることなどもあり、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた国民の情報アクセスの確保等が十分に図られていないという課題があった。

そこで、従来紙媒体での提供が可能とされていた図書館資料のコピーをメール等で送信（公衆送信）することを可能とすることとした。

もともと、図書館等以外の場所で当該コピーを閲覧・入手することができるようになることで、電子媒体という利便性の高い形態での提供となる、入手までの時間が短縮される、図書館等の利用者が負担す

¹¹ 国立国会図書館と政令で定める図書館等が対象となっており、著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号。以下「施行令」という。）第 1 条の 3 では、公共図書館（図書館法第 2 条第 1 項の図書館）や大学図書館等が規定されている。

る実費の一部（紙代や郵送代）の負担がなくなる点で、国民は簡易かつ迅速に利便性の高い形で資料のコピーを入手・閲覧することができるようになる。その結果、作成・送信されたデータが不正に拡散する、電子配信サービスなどの正規の市場と競合するなど、権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される。

このため、改正前の法と同等の権利者保護を図る観点から、以下の（i）～（iv）の措置を講ずるとともに、受信者において円滑な調査研究活動を行うことを可能にする観点から、以下の（v）の規定を設けることとしている。

（i）主体：「特定図書館等」（新法第31条第3項関係）

法第31条第1項第1号と同等の権利者保護を図る観点から、データの拡散といった不適切な行為を防止するため、送信主体となる図書館等については、同条第1項で定める「図書館等」のうちデータの目的外利用を防止するために適切な人的・物的管理体制等が整えられているもの（特定図書館等）に限定することとした。

（ii）行為態様：

①送信に当たっての措置等（新法第31条第2項第2号関係）

法第31条第1項第1号と同等の権利者保護を図る観点から、公衆送信を受信した図書館等の利用者が不正にデータを拡散させることを防止するため、図書館等からの送信時に不正な拡散を防止・抑止するための措置等を講ずることを求めることとした。

②著作権者の利益を不当に害することとなる場合の制限（新法第31条第2項ただし書関係）

上記（i）の送信主体の限定、（ii）①の措置等によって、権利者の利益を大きく害する行為は防止することができると考えられるが、それらの措置が講じられたとしても、例えば、電子配信されている高額な新刊本で一章単位でも有償提供されているものを、その配信開始と同時に図書館等からも一章単位で公衆送信する場合など、電子出版などの正規の電子配信サービスと競合する事態が生じること否定できない。

このため、公衆送信によって、正規の電子配信サービスの市場等を阻害し、権利者の利益を不当に害することのないよう担保するための規定を設けることとした。その際、権利者の利益を不当に害するか否かは、送信される著作物の種類や用途、送信の態様などの諸要素に照らして総合的に判断されるものであることから、著作権法の権利制限規定において一般的に用いられている手法にならって、「ただし、当該著作物の種類…及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」というただし書を設けることとした。

（iii）対象物：「全部」の複製・公衆送信が認められる著作物の範囲（新法第31条第1項第1号及び第2項本文関係）

法第31条第1項第1号においては、原則として「著作物の一部分」に限って複製物を提供できることとしつつ、「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」については、その「全部」を利用したとしても著作権者の利益を不当に害することはないとの想定の下、例外的に「全部」の複製物

を提供できることとしている。

しかしながら、新法第 31 条第 2 項に基づく公衆送信の場合には著作権者の利益に与える影響がより大きくなり得るとともに、昨今では、「発行後相当期間を経過した定期刊行物」であっても電子配信等により流通が確保されることも増えており、必ずしも全ての場合に「全部」の公衆送信ができることとするのは合理的ではないと考えられる。また、逆に、「発行後相当期間を経過した定期刊行物」でなかったとしても、「全部」の複製・公衆送信を認めても、著作権者の利益を不当に害しないものも存在すると思われる。

このため、全部の複製・公衆送信を認める著作物の範囲を改めて見直し、新法第 31 条第 1 項第 1 号及び第 2 項本文においては、「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」を「全部」の複製・公衆送信が可能な著作物として例示しつつ、「その他の著作物の全部の複製物の提供（公衆送信）が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」について「全部」の複製・公衆送信ができることとし、電子配信等の実態を踏まえた著作権者に与える影響や、利用者側のニーズを踏まえながら、政令において対象となる著作物をきめ細かく定められるようにしている。

(iv) 補償金：補償金請求権の付与（新法第 31 条第 5 項等関係）

法第 31 条第 1 項第 1 号においては、基本的に紙媒体での提供であり、遠隔地からの利用（郵送）の場合にはコピーの入手までに時間がかかるとともに、図書館等の利用者から相当程度の実費が徴収されるという点で、物理的・時間的・経済的な制約があったことから、国民による利用は限定的であり、出版市場等への影響も軽微な範囲にとどまっていた。これに対し、本改正法により、国民が迅速かつ簡易に利便性の高い形で資料にアクセスできるようになれば、その分のライセンスの機会が失われたり、電子配信サービスなどの正規市場と競合したりするなど、権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される。

このため、公衆送信サービスの実施に伴って権利者が受ける不利益を補償するという観点から、図書館等の設置者が権利者に対して、一定の補償金を支払わなければならないこととした。なお、実際の補償金負担は、公衆送信サービスの受益者である図書館等の利用者へ転嫁されることが考えられる。

(v) 受信者（利用者）側で可能とする行為の規定（新法第 31 条第 4 項関係）

本改正法により、図書館等の利用者は著作物の一部分の電子データを自らのパソコンなどに一度保存し、画面上で閲覧することが可能となるが、調査研究の用に供する上では、書き込みやファイリングなどのために紙媒体が必要となる場合も想定される。

そこで、権利者の利益への影響にも配慮しつつ、このうち私的使用目的での複製（法第 30 条第 1 項）と同等の私的領域内の行為と評価できる範囲の利用を認めるという観点から、当該図書館等の利用者が自らの調査研究の用に供するために必要と認められる限度でプリントアウト（複製）することを可能とした。

2. 放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化

(1) 改正の趣旨

放送番組を放送と同時にインターネット上でも視聴できるようにすることや、見逃した放送番組を放送後の一定期間テレビ局のウェブサイト等で視聴できるようにしておくことは、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組であり、このような放送と同じタイミングでの配信については、NHK や民放キー局を中心に様々な取組が進められている。

他方、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されているところ、同時配信等¹²に関して権利者からの許諾が得られないことを理由に「フタかぶせ¹³」などが生じる場合も多く存在しており、同時配信等を推進していくに当たっては、著作物等をより円滑に利用できる環境を整備する必要が生じていた。

同時配信等の権利処理の課題としては、大きく、①放送では許諾が不要となっている場合も配信では許諾を得る必要があること、②放送の許諾を得る際に、併せて配信の許諾を得ることが負担であること、③権利の集中管理等がされておらず、個別に配信の許諾を得ることが負担であること、④利用条件等の契約交渉が折り合わず、配信の許諾を得られないことが挙げられ、文化審議会での検討を踏まえ、(i) 権利制限規定の拡充 (①に対応)、(ii) 許諾推定規定の創設 (②に対応)、(iii) レコード・レコード実演の利用円滑化 (③に対応)、(iv) 映像実演の利用円滑化 (③に対応)、(v) 協議不調の場合の裁定制度の拡充 (④に対応) の措置を講ずることとした。

(2) 改正の概要

①放送同時配信等及び放送同時配信等事業者について（新法第2条第1項第9号の7、第9号の8）

〔放送同時配信等について（新法第2条第1項第9号の7）〕

著作権法においては、放送法体系における「放送」と「通信」の区分に対応しつつ、放送と配信の送信形態の性質上の違い（放送は電波によって一斉に送信がなされ自動的にコンテンツが届けられるものだが、配信は受信者がアクセスした場合にインターネット回線を通じてコンテンツが送り届けられるもの）を踏まえ、「放送」と「自動公衆送信」を別個の概念として規定しており、基本的に、放送を行う場合には、自動公衆送信よりも簡便な権利処理が可能となっている。

これは、自動公衆送信と異なり、基本的に、①放送はあらかじめ決められた時間にしか視聴できないが、配信はリアルタイムで視聴するのみならず、いつでも好きな時に受信して視聴することができる、②放送は放送法の規定の下、番組の内容について公益性が求められ、それに応じた対応が必要となるが、配信はそのような制限がなく、多種多様なコンテンツを送信することができる、③放送を行うに当たっては原則として免許を要し、それに応じた設備が必要となるが、配信はそのような制限がなく主体を問わず誰もが簡単に行うことができる、などの点で行為の公益性や権利者に与える影響に大きな差異がある点を考慮したものと考えられる。

他方、自動公衆送信の中でも「放送同時配信等」は、インターネット回線を通じて受信者のアクセスに応じて送信がなされるという送信形態の性質上の違いを除けば、①「放送と同時又は近接したタイミングで（ダウンロードしていつでも見ることができない）、②「放送で流すのと同じ番組を、③「放送事業者又はこれに準ずるものが主体となって送信するものであり、権利処理上、放送と異なる取扱いをすべ

¹² 放送に付随して行われる配信形態である「同時配信」（放送と同一のタイミングで配信が行われるもの）、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（放送の終了後、一定期間内に限り配信が行われるもの）を指す。

¹³ 放送番組に用いている音楽・画像・映像等を差し替えること。

き理由に乏しいものと考えられる。

これを踏まえ、今回の権利処理円滑化の対象となる「放送同時配信等」を、放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信のうち、以下の要件を満たすものとした。

- (i) 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内（一週間を超える場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われること。
- (ii) 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないこと。
- (iii) 放送番組又は有線放送番組のダウンロードの防止・抑止する措置が講じられていること。

なお、権利者の利益を不当に害するサービス又は広く国民が容易に視聴することができないサービスは文化庁長官が総務大臣と協議をして対象から除外することができることとした。

〔放送同時配信等事業者について（新法第2条第1項第9号の8）〕

放送同時配信等については、放送事業者、有線放送事業者が自ら行うほか、別の主体が、当該サービスを行う場合がある。そうした主体が行う放送同時配信等についても、放送又は有線放送に付随するものとして、今般の改正における権利処理円滑化の対象とする必要があることから、放送事業者又は有線放送事業者以外の主体で「放送同時配信等」を業として行う者について、著作権法の定義規定（法第2条）の中に位置付けることとした。

その際、放送事業者や有線放送事業者は、その業務の公益性から、特別な著作物の利用が認められていることを踏まえれば、放送同時配信等事業者の業務も放送事業者等から完全に独立した経営判断で行うのは適当ではなく、また、放送同時配信等を放送等と同様に安定的に実施することができる必要性があることから、放送番組等の供給関係に加えて、「人的関係又は資本関係において放送事業者又は有線放送事業者と密接な関係を有する」ことを求めている。

②権利制限規定の拡充（新法第34条第1項、第38条第3項、第39条第1項、第40条第2項、第44条、第93条関係）

現行の権利制限規定の中には、以下のとおり放送の公益性を踏まえ、放送を対象にしたものがある。

- ・ 学校教育番組の放送等（法第34条第1項）
- ・ 非営利、無料または通常家庭用受信機を用いて行う公の伝達等（法第38条第3項）
- ・ 時事問題に関する論説の転載等（法第39条第1項）
- ・ 国会等での演説等の利用（法第40条第2項）
- ・ 放送事業者等による一時的固定（法第44条）
- ・ 放送のための実演の固定（法第93条）

これらの権利制限規定については、放送ではないが、実質的に見て放送と同視し得る形態の自動公衆送信である放送同時再送信（特定入力型自動公衆送信）については、対象に含まれており、今般、放送と同視し得る形態の自動公衆送信である放送同時配信等についても、これらの規定の対象に含めることとした。

その際、非営利、無料又は通常家庭用受信機を用いて行う公の伝達等について定める新法第38条第3項については、多種多様な形態での公の伝達を認める規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられることから、「同時配信」及び「追っかけ配信」を対象としている（「見逃し配信」は対象外）。

③許諾推定規定の創設（新法第 63 条、第 103 条関係）

放送番組には多種多様かつ大量の著作物及び実演が利用されているところ、放送・放送同時配信等までの限られた時間内に、放送事業者が関係する全ての権利者との間で、どこまでの範囲で利用するかをクリアにした上で契約を締結することには相当の困難が伴うことが想定される。

特に、著作権の知識を有しない個人等との契約では、著作権法上の利用行為や利用条件等を明確にした合意がなされる場合よりも、例えば、「〇〇〇（具体的な放送番組の作品名）でこの写真を使って良いか？」「問題ない」といった漠然とした内容の契約が口頭で行われ、放送のみの利用を許諾したのか、放送同時配信等での利用も許諾したのかが明らかでない場合も多い。現状、明確に配信の許諾が得られていると確認できない場合は、当該著作物等について「フタかぶせ」をしたり、その番組の配信自体を断念したりする事態が生じている。

この点、権利者が契約に当たって、自らの著作物が放送同時配信等されることを知り得る状況にあり、別途の意思表示をする機会があったにもかかわらず、漠然と放送番組での利用を認める契約を行った以上、放送のみならず、放送同時配信等がされることも許諾したものと評価することができると考えられることから、そのような場合には、許諾の効果が放送同時配信等にも及ぶ旨を推定する規定を設けることとした。

具体的には、著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等を許諾することができる者が、放送同時配信等を業として行っている放送事業者のうち、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法によって、同時配信等の実施状況に係る情報として文化庁長官が定める情報（放送同時配信等を行おうとする放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯、配信プラットフォームなど）を公表しているもの（特定放送事業者等）に対し、放送番組又は有線放送番組での著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には放送同時配信等の許諾を含むものと推定する旨の規定を設けることとした。

なお、具体的な解釈・運用については、権利者・放送事業者の双方が安心して契約を締結することができるよう、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で議論のうえ、ガイドライン¹⁴を策定している。

④映像実演の利用円滑化（新法第 93 条の 3、第 94 条関係）

映像実演（例：俳優の演技）については、放送での利用には「放送権」という許諾権が付与されているが、初回放送の許諾を得た場合には、契約に別段の定めがない限り、再放送については許諾が不要（報酬の支払いは必要）となっている（法第 94 条（新法第 93 条の 2））。これは、（ア）通常、初回放送の許諾をした実演家が契約上別段の取決めをしていない場合には再放送を許諾しないことは考え難いこと、（イ）再放送は、初回放送から相当期間経過後に行われるのが通常であるところ、その段階で改めてエキストラを含む全ての実演家から許諾を取り直すのは極めて困難であることを考慮し、公共性の高い放送番組における円滑な利用を図るために特例措置を設けたものである。

他方、過去に制作された放送番組の再放送を行う際に、併せて放送同時配信等を行うニーズも存在するところ、放送同時配信等についてはこのような特例措置が設けられていないため、放送事業者は改めて関係する全ての実演家から放送同時配信等の許諾を別途得る必要があるが、集中管理がなされていない

¹⁴ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kyodaku/pdf/93341101_01.pdf

場合等には、円滑に許諾を得ることは相当な困難が伴うことが想定される。

この点、放送同時配信等は放送と同視し得るサービスであり、放送について特例措置が設けられている上記（ア）及び（イ）の理由は、再放送の放送同時配信等についても同様に妥当するものと考えられるため、放送と同等の権利処理を実現する観点から、再放送に伴う放送同時配信等を円滑化するための措置を講ずることとした。

具体的には、改正前の法第94条（新法第93条の2）第1項第1号では、実演家が初回放送の許諾をした際に、契約に別段の定めがない場合には、放送事業者等は、一定の金銭を支払うことで、許諾なく、法第93条第1項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送（いわゆる再放送）を行うことが可能となっているため、これと同様の措置として、改正前の法第94条（新法第93条の2）の後に新たに規定を設け、実演家が初回の放送同時配信等の許諾をした際に、契約に別段の定めがない場合には、相当な額の報酬を支払うことで、その後の再放送に係る放送同時配信等を許諾なく行うことができることとした（新法第93条の3）。

ただし、対象となる映像実演については、権利者が積極的に許諾権の管理を行っている場合まで無許諾での利用の対象とした場合には、権利者の利益を害することとなることから、著作権等管理事業者による管理が行われている実演や、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾のために必要な情報を公表している場合について対象から除外することとしている。

また、初回放送の際に、そもそも放送事業者が放送同時配信等のサービスを未実施であるなどの理由により実演家から放送同時配信等の許諾を得ていなかった場合でも、再放送を行う際には放送同時配信等のニーズが生じている場合があることが想定される。

この場合には、基本的に再放送の同時配信等について権利者の許諾を求めることが必要であるが、初回の放送から時間を経過しているときには、権利者に連絡ができなくなっていることがありうる。このような場合、放送同時配信等に過去のコンテンツを活用することが著しく困難となる。

この点、初回の放送同時配信等の許諾を得ていなかった場合でも、再放送の放送同時配信等を行う放送事業者側において、実演家の意思を確認するために所要の措置を適切に講じてもお実演家の所在が不明であり、許諾を得ることができない場合には、契約に別段の定めがない限り、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者の確認を受け、通常の使用料の額に相当する補償金を当該事業者を支払うことで、再放送に係る放送同時配信等を許諾なく行うことができることとした（新法第94条）。

⑤レコード・レコード実演の利用円滑化（新法第94条の3、第96条の3関係）

商業用レコード及び商業用レコード実演については、「録音権」に関する許諾を得て作成されているところ、放送での録音の利用の円滑化を図るために、録音された実演については放送権が及ばないこととした上で（法第92条第2項第2号）、放送事業者が二次使用料を支払うことで放送することができることとされている（法第95条第1項及び第97条第1項）。

これに対し、放送同時配信等での録音の利用については送信可能化権（法第92条の2第1項及び第96条の2）が付与されており、放送事業者は権利者から事前に許諾を得る必要がある。このため、放送では許諾なく利用することができるものが放送同時配信等では許諾なくして利用できないという事態が生じ得る。

この点、「放送同時配信等」が自動公衆送信（送信可能化）の中でも放送と同視し得るサービスとして

位置付けられることを踏まえ、放送と同等の取扱いとすべく、放送事業者等が一定の金銭を支払うことによって、許諾なく利用することができることとした。ただし、集中管理がされているなど権利者が積極的に許諾権の管理を行っている実演まで無許諾で利用することができる対象とすることは権利者の利益を害することとなるため、このような実演は対象から除外することとしている。

具体的には、放送事業者は、商業用レコード又は商業用レコードに録音されている実演について、著作権等管理事業者による管理が行われているものや、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾のために必要な情報として文化庁長官が定めるものを公表している場合を除き、通常の使用料の額に相当する補償金を支払って、放送同時配信等を許諾なく行うことができる旨の規定を設けることとした。

⑥協議不調の場合の裁定制度（新法第 68 条、第 70 条、第 103 条関係）

改正前の法第 68 条は、放送の公共的性格に鑑み、放送事業者が著作物の放送での利用に当たって、権利者に協議を求めたが、その協議が不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受け、一定の補償金を支払うことで著作物を放送することができる旨を規定している。

この裁定制度について、放送と同視し得るサービスである放送同時配信等に当たって協議が不調に終わった場合も活用することができるよう、本制度の主体を、「公表された著作物を放送し、又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者」に拡大し、かつ、対象行為についても「その著作物を放送し、又は放送同時配信等すること」に拡大することとした。

3. 施行期日

施行期日は改正事項によって以下のとおりとしている。

①令和 3 年 10 月 1 日

放送同時配信等に関する準備行為

②令和 4 年 1 月 1 日

放送同時配信等のうち①に関する事項を除いたもの

③公布の日（令和 3 年 6 月 2 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信及び図書館等による図書館資料の公衆送信に係る補償金に関する準備行為

④公布の日（令和 3 年 6 月 2 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

図書館等による図書館資料の公衆送信のうち③に関する事項を除いたもの

IV. 条文解説

以下、各改正事項について、主な条文を参照しつつ個別に解説する。

1. 図書館等の権利制限規定の見直し

(1) 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信（新法第 31 条第 6 項から第 11 項関係）

(図書館等における複製等)

第三十一条 (略)

2～5 (略)

- 6 第一項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 7 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
- 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。
- 8 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。
- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。
- 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。
- 9 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。
- イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。
- ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

- 10 第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。
- 11 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

(i) 第6項

本項は、国立国会図書館において、①その所蔵資料の滅失、損傷又は汚損を避けるため、その原本に代えて公衆の利用に供する目的、②第7項に基づき絶版等資料を図書館等向けに自動公衆送信を行う目的、又は③第8項に基づき絶版等資料を個人向けに自動公衆送信を行う目的で、所蔵資料の電磁的記録の作成を著作権者の許諾なく行うことを認めるものである。

改正前の法第31条第2項においては、①及び②の目的による電磁的記録の作成しか認められていなかったところ、今回の改正法により絶版等資料の個人向けの自動公衆送信を認める第8項が創設されたことから、③の目的による電磁的記録の作成も認めることとしたものである。

(ii) 第7項

本項各号は、国会図書館から絶版等資料の送信を受けた図書館等において著作権者の許諾なく行うことができる行為として、①「図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること」、②「自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること」を規定するものである。

以下では、①～②の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること」（第1号）について

自動公衆送信される絶版等資料を受信した図書館等において、利用者の求めに応じ、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信される当該著作物の複製物を作成・提供することを認める現行の規定を第1号として規定することとした。

改正前の法第31条第3項（後段）においては、同項（前段）の規定による自動公衆送信を受信した図書館等は、利用者の求めに応じ、当該資料に係る「著作物の一部分」の複製物を「一人につき一部」提供することが認められているが、本号ではこの「著作物の一部分」及び「一人につき一部」という要件は設けないこととしている。これは、本号において、複製物の作成・提供の目的・範囲を、「当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度」としており、この限度内であれば、「著作物の一部分」及び「一人につき一部」という要件を設けずとも、権利者の利益を不当に害することは想定されないため、絶版等資料の個人向けのインターネット送信における受信者側の複製の要件（後述の(iv) ①

参照)とも平仄を合わせる形で、これらの要件を設けないこととしたものである。

また、「自ら利用するために必要と認められる限度」とは、自動公衆送信された当該著作物を利用者が自らの手元で利用(閲覧)するために必要な範囲内ということであり、その範囲内で行われる複製物の作成及び提供を許容するという趣旨である。なお、業務の過程で利用する目的であっても、あくまで自ら閲覧することが目的であれば「自ら利用するために」という要件に該当する。この場合も当該目的のために必要と認められる限度で複製する場合であれば、権利者の利益を不当に害することは想定されないためである。

- ②「自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。)を受けない場合に限る。)(第2号)について

国立国会図書館からの送信を受信して行う公の伝達については、平成24年の著作権法改正により本規定が創設されて以降、図書館等において職員が図書館等に設置されている端末により来館者に対して絶版等資料を閲覧させたり、市民向け講座の中で絶版等資料を用いた講義を行ったりするといったニーズが高まってきている。

この点、図書館等は、(ア)図書館資料を一般公衆の利用に供することによって、国民の情報アクセスを確保するといった公共的奉仕機能を有していること、(イ)設置主体が非営利法人に限定されていること、(ウ)司書等の著作権法に関する知識を有する職員が配置されていることから、公益的観点から広く公の伝達を認めることが望ましく、かつ、権利者の利益に配慮した形での対応を継続的かつ責任を持って実施することができるものと評価される。

このため、図書館等においては、非営利・無料を条件として著作権者の許諾なく公の伝達を行うことができることを明示的に規定することとした。

「受信装置」は公衆送信された著作物を受信する装置のことであり、パソコンやタブレット等がこれに該当する。有線、無線の通信方式のいかんを問わず、また、装置構成のいかんを問わない。「受信装置を用いて公に伝達すること」とは、公衆送信された著作物を受信装置を用いて公衆に視聴させる行為をいい、受信したものをパソコンのハードディスク等にいったん記録してそれを再生し視聴させる場合のように複製行為が介在する場合を含まず、生伝達の場合のみが対象となる。

(iii) 第8項

改正前の法第31条第3項においては、国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、著作権者の許諾なく図書館等に対し自動公衆送信を行うことができるとされていたが、直接その利用者に対して送信することは著作権者の許諾がない限りできないこととされていた。

そこで、本項では、国立国会図書館が、絶版等資料に係る著作物について、図書館等だけでなく、直接利用者に対しても、著作権者の許諾なく自動公衆送信を行うことができることとしている。

具体的には、①「国立国会図書館」が、②各号に掲げる要件を満たすときは、③「特定絶版等資料に係る著作物」について、④「自動公衆送信」を行うことができることを定めている。

以下では、①～④の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「国立国会図書館」について

行為を行う主体は、国立国会図書館に限定されている。

②各号に掲げる要件を満たすときについて

「自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者…の用に供することを目的とするものであること」(第1号)及び「当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること」(第2号)を満たすことを求めている。「事前登録者であることを識別するための措置」とは、ID、パスワード等の入力により、事前登録者であることを確認するための措置を想定している。

事前登録を求める理由は、たとえデータのダウンロードを防止・抑止する措置(以下④参照)を講じて送信したとしても、利用者が、専用のソフトウェアなどにより当該措置を不正に回避してデータを保存し、それを拡散させるなど、悪質な違法行為等が行われ、権利者の利益が不当に害される事態が生じることも懸念されるため、以下④に掲げる措置に加えて、利用者を登録・管理する仕組み(事前に利用者に氏名等の情報を登録させ、当該登録者のみにID等を付与し、国立国会図書館からの送信を受信できるようにする仕組み)を設けることにより、利用者が不適切な行為を行ったことが判明した場合に、当該利用者を特定し、サービスの利用停止を行うとともに、場合によっては著作権侵害に対する責任追及等も行うことができるようにするためである。

③「特定絶版等資料に係る著作物」について

「特定絶版等資料」については、後述の(v)第10項及び第11項の解説において記載することとする。

④「自動公衆送信(当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。…)」について

国立国会図書館が本規定に基づき著作権者の許諾なく行うことができる行為を「自動公衆送信」と定め、また、本改正法による送信先の拡大に伴い権利者の利益が不当に害されることを防止する観点から、当該自動公衆送信を行うに当たっては、データのダウンロードを防止・抑止する措置を講ずることを求めている。

「自動公衆送信」とは、「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)」(法第2条第1項第9号の4)をいい、サーバーに蓄積・入力された情報(音、映像、文字など)を公衆からのアクセスに応じ、電気信号に変換させて自動的に送信することをいう。

また、防止・抑止措置の対象である「自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製」とは、国立国会図書館から行われる自動公衆送信を受信して行うダウンロード行為を指す。また、「防止」とは当該行為自体を止めることを意味し、「抑止」とは当該行為自体は止めないものの、その結果に著しい障害を生じさせことを意味する。「防止し、又は抑止するための措置」の内容については、

文部科学省令で定めることとされている。

(iv) 第9項

本項は、第8項の規定による自動公衆送信を受信した者は、①「自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること」(第1号)、②区分に応じて定める要件に従って、「自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること」(第2号)を行うことができる旨を定めている。

以下では、①～②の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること」について(第1号関係)

改正前の法第31条第3項(後段)では、同項(前段)の規定による自動公衆送信を受信した図書館等は、利用者の求めに応じ、自動公衆送信される絶版等資料に係る著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することが認められているところ、本号では、これと同等の行為として、自動公衆送信される当該著作物を受信者が自ら利用するために必要と認められる限度において複製することを認める旨を規定することとした。

これは、私的使用目的での複製(法第30条第1項)と同等の私的領域内の行為と評価できる範囲で当該資料のコピーの使用を許容するものである。また、本号では改正前の法第31条第3項(後段)にあるような「著作物の一部分」及び「一人につき一部」という要件は設けないこととしている。複製物の作成・提供の目的・範囲が、「当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度」内であれば、「著作物の一部分」及び「一人につき一部」という要件を設けずとも、私的使用目的での複製(法第30条第1項)と同等の私的領域内の利用と評価でき、権利者の利益を不当に害することは想定されないため、これらの要件を設けないこととしたものである。

「自ら利用するために必要と認められる限度」の解釈については、新法第31条第7項第1号の解説を参照されたい(前述の(ii)①参照)。

②区分に応じて定める要件に従って、「自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること」について(第2号関係)

今回の規定の拡充に伴って、図書館等以外でも様々な場面において公の伝達を行うニーズが高まることが想定されることから、図書館等以外における公の伝達についても、(ア)受信者が個々に家庭内等で閲覧する場合と同程度の私的な利用の範囲内にとどまる場合や、(イ)(ア)の場合以外の場合であっても、図書館等と同様の公共的性質を有する施設において、権利者の利益に配慮した形での対応を継続的かつ責任を持って実施することが可能であると認められる場合には、これを認めることとした。

その際、公の伝達における表示の大きさが個人的に又は家庭内で閲覧する場合の表示の大きさと同等の大きさか否かによって上記(ア)と(イ)の場面が区別されることになると考えられるため、以下の2類型に分けて要件設定を行っている。

なお、「受信装置」などの各文言の解釈については新法第31条第7項第2号の解説を参照されたい

(前述の (ii) ②参照)。

(ア) 「個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合」(一般的に個人で利用されるパソコンやタブレット端末、小型のスクリーンを用いて公に伝達する場合)(第2号イ関係)

一般的に個人で利用されるパソコンやタブレット端末などを用いて公に伝達する場合のように個人的に又は家庭内で閲覧する場合の表示の大きさと同等の大きさ以下の大きさで表示する場合には、少人数で回し読みをする程度の場面に限定され、一度に伝達できる人数は少数にとどまるため、権利者に与える不利益の程度は、受信者が個々に家庭内等で閲覧する場合と同程度であって、私的な利用の範囲内であると評価できる。

このため、こうした場合は、非営利・無料で行うことのみを要件とすることとした。

「個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ」については、家庭用として一般に流通しているパソコンなどの受信装置を用いて表示した際の最大表示サイズを踏まえて、政令で定めることを想定している。

(イ) 上記(ア)以外の場合(大型スクリーンなどを用いて公に伝達する場合)(第2号ロ関係)

大型スクリーンなどを用いて公に伝達する場合のように、個人的に又は家庭内で閲覧する場合の表示の大きさと同等の大きさを超える大きさで表示する場合には、一度に伝達できる人数が多数に及ぶとともに、国立国会図書館から送信される絶版等資料を個々のユーザーが個別に閲覧する場合とは大きく異なる利用形態となる。

このため、この場合は、非営利・無料で行うことに加え、図書館等と同様の公共的性質を有する施設において、権利者の利益に配慮した形での対応を継続的かつ責任を持って実施することが可能であると認められる場合に限って、公の伝達を行うことができることとした。

具体的には、法第31条第1項に規定する図書館等については、資料を一般公衆の利用に供することを目的とする施設であるという位置付けがなされているとともに、設置主体が非営利法人に限定されており、かつ、司書等の著作権法に関する知識を有する職員の配置が求められているところ、これと同等の条件を担保するため、非営利・無料で行うことに加え、公共の用に供される施設において行うこと、設置主体が国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の非営利法人であること、著作権法に関する知識を有する職員が配置されていることを要件として課すこととしている。

「公共の用に供される施設であって、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもの」としては、例えば、地方自治体が設置する公民館などが想定される。

「自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれていること」というのは、当該公の伝達を適正に行うために必要な著作権法全体についての基本的な知識及び本規定の要件・解釈についての基本的な知識を有する職員を配置することを求める趣旨である。

(v) 第10項及び第11項

本規定は、第8項の規定による自動公衆送信の対象となる「特定絶版等資料」の定義について定めるものである。

そもそも「絶版等資料」は、法第31条第1項第3号において「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されており、そのうち同条第2項により国立国会図書館がデジタル化しているものが同条第3項により他の図書館等に対して送信する対象となっている。

「絶版等資料」となるか否かは送信時点で「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難」と言えるか否かによって判断されることとなるため、近々復刻することが決定している資料などであったとしても、送信時点で一般市場において入手困難となっているのであれば「絶版等資料」に該当することとなる。送信時点で一般市場において入手困難な資料は、国民の情報アクセスを保障する観点で、少なくとも図書館等においては閲覧を可能とする必要があるが、本改正法によって家庭でもアクセスさせるとすれば、将来的な復刻版の需要を奪い、権利者に不利益を与えるおそれが高くなる。

そこで、本規定では、第8項の規定による自動公衆送信の対象となる資料を、改正前の法第31条第3項よりも更に対象を絞ることとし、同条第3項により他の図書館等に送信する対象資料から、近々復刻する蓋然性が高いものを除くこととした。

具体的には、①「第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料」のうち、②「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料」を除いたものを「特定絶版等資料」と定義し、送信対象としている。

以下では、①～②の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料」について

「第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料」とは、改正前の法第31条第2項（新法第31条第6項）により国立国会図書館においてデジタル化（記録媒体に記録）された「著作物に係る絶版等資料」をいう。

②「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料」を除いたものについて

「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者」は、申出の主体を規定している。

この点、「著作権者若しくはその許諾を得た者」については、対象となる支分権を限定していない。この申出の主体は、当該資料を一般市場に流通させる可能性が高く、その流通計画を的確に把握し、それを疎明する資料を提供できる者を主体とする必要があるところ、資料の流通の態様には様々なもの（販売、レンタル、インターネット送信等）があり、その流過程においては、複製や公衆送信だけではなく、公衆への譲渡や貸与など様々な利用行為が想定され、各利用行為について著作権者とは別の者

が著作権者の許諾を得て関与することも想定される。そこで、それらの利用行為に係る権利者及びその許諾を受けた者をこの申出の主体とするため、対象となる支分権を限定せず、「著作権者若しくはその許諾を得た者」と規定している。

一方、出版権については、そもそも出版権の内容がその出版権の目的である著作物の複製・公衆送信に限定されているため（法第 80 条第 1 項）、「第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者」として対象となる支分権を限定して規定している。

また、「(三月以内に) 絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高い」とは、具体的な出版計画が存在する場合（例えば、出版予定日や出版に係る基本的な仕様が定まっている場合、関係する契約を既に締結している場合等）をいう。そして、このような蓋然性は「申出のあつた日から起算して三月以内」において認められることを要するとしている。国民の情報アクセスを保障するという観点からすると、この期間は可能な限り短い方が望ましいが、一方で、一般的に出版予定日の三月前には、具体的な出版計画が定まっていることが多いと考えられ、また、三月以内であれば、疎明された出版計画が変更される可能性も低いと考えられる。そこで、国民の情報アクセスの保障と権利者の利益保護のバランスを図る観点から、ここでは「申出のあつた日から起算して三月以内」における蓋然性により判断することとしている。

なお、著作権者や出版権者等が、この申出をしようとする場合は、当該申出に係る資料が三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する根拠資料を、国立国会図書館の館長に提出することになっている（第 11 項）。

(2) 各図書館等による図書館資料の公衆送信（新法第 31 条第 2 項から第 5 項関係）

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第四百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの）にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2. 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者）に限る。第四項及び第四百四条の十の

四第四項において同じ。)の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。))の実施状況を含む。第一百四条の十の四第四項において同じ。)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと(当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。)

3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

6～11 (略)

(i) 第2項及び第3項

第2項は、図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件の下、調査研究目的で、著作物の一部分について、公衆送信のために必要な複製及び公衆送信(メールやFAXなどで送信)を行うことができるようにするものである。

具体的には、①「特定図書館等」においては、②「特定図書館等の利用者…の求めに応じ」、③「調査研究の用に供するため」に、④「公表された著作物の一部分」について、⑤各号に掲げる行為を行うことができる。ただし、⑥「著作物の種類…及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし

著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」としている。

以下では、①～⑥の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「特定図書館等」について

「図書館等」は、法第31条第1項で「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」と定義されており、施行令第1条の3では、「政令で定めるもの」として、司書又は司書相当職員が置かれている大学等の図書館や公立図書館等が定められている。この「図書館等」においては、法第31条第1項第1号に基づく図書館資料の複写サービス（複製・提供）を著作権者の許諾なく実施することができることとなっている。

一方で、本改正法により、電子媒体で図書館資料のデータが作成・送信されることとなり、紙媒体で複製・提供される場合に比べ、それが目的外で拡散し、権利者の利益を不当に害することとなることが懸念される。そこで、データの拡散といった不適切な行為を防止するため、その送信主体については、法第31条第1項で定める「図書館等」のうちデータの目的外利用を防止するために適切な人的・物的管理体制等が整えられているものに限定し、「特定図書館等」として規定することとした。

「特定図書館等」の定義については第3項で規定しており、「図書館等」のうち以下の要件を全て満たすものとしている。

- ・ 第2項の規定による「公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること」（第1号）
- ・ 第2項の規定による「公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること」（第2号）
- ・ 「利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること」（第3号）
- ・ 第2項の規定による「公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること」（第4号）
- ・ 以上のほか、第2項の規定による「公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること」（第5号）

②「利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報…を登録している者に限る。…）の求めに応じ」について

「利用者」については、「あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報…を登録している者」と定義している。

また、第2項に基づく複製・公衆送信は「利用者…の求めに応じ」で行う必要があるため、例えば、利用者からの申請がない時点で、あらかじめ需要を予測して図書館資料を送信用に複製したり、あるいは、需要が見込まれる利用者に公衆送信を行ったりするといったことはできない。

③「調査研究の用に供するため」について

本規定における公衆送信は、法第31条第1項第1号に基づく複製と同様に、図書館等の利用者の「調

査研究の用に供するため」に行われるものに限定されている。そのため、利用者の趣味・娯楽用や鑑賞用のために公衆送信を行うことは認められない。

なお、新法第 31 条第 7 項第 1 号に基づき図書館等が国立国会図書館から受信した絶版等資料に係る著作物の複製物を提供する場合は、利用者の「調査研究の用に供するため」ではなく、「当該利用者が自ら利用するため」とされている。これは、法第 31 条第 1 項第 1 号に基づく複製や本規定における公衆送信の場合は、対象が絶版等資料以外の一般に市場に流通している資料を含む図書館資料全般であるため、利用者の円滑な調査研究活動を行うことを可能にしつつも権利者保護を図る必要があることから、その行為の目的を利用者の「調査研究の用に供するため」に限定する必要がある一方、新法第 31 条第 7 項第 1 号に基づく複製物の提供の場合は、対象が絶版等資料であるため、そこまで目的を限定する必要はなく、むしろ利用者の私的領域内での活動の自由を確保するという観点から、「当該利用者が自ら利用するため」といえる範囲において当該複製物の提供を認めることが適当だからである。

- ④「公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）」について

法第 31 条第 1 項第 1 号では、図書館等に所蔵されている有名作家の遺稿や日記等など未公表の著作物については、当該著作物の著作権者人格権の一つである「公表権」（法第 18 条第 1 項）に配慮する必要があるため、その対象の著作物を「公表された著作物」に限定しているところ、新法第 31 条第 2 項の公衆送信サービスにおいても、公表権に配慮し、その対象の著作物を「公表された著作物」に限定することとしている。

また、法第 31 条第 1 項第 1 号においては、原則として「著作物の一部分」に限って複製物を提供することができることとしつつ、「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」については、その「全部」を利用したとしても著作権者の利益を不当に害することはないとの想定の下、例外的に「全部」の複製物を提供することができることとしている。

この点、新法第 31 条第 2 項に基づく公衆送信の場合には法第 31 条第 1 項第 1 号に基づく複写サービスに比べて著作権者の利益に与える影響がより大きくなり得るとともに、昨今では、「発行後相当期間を経過した定期刊行物」であっても電子配信等により流通が確保されることも増えており、必ずしも全ての場合に「全部」の公衆送信ができることとするのは合理的ではないと考えられる。また、逆に、「発行後相当期間を経過した定期刊行物」でなかったとしても、例えば、「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」¹⁵については、国民が調査研究でこれを利用することも当該目的に沿った利用であると考えられる一方で、通常、国等において当該著作物を利用して対価を得ることは想定されないことから、「全部」の公衆送信を認めても、著作権者の利益を不当に害しないと思われる。さらに、その他の著作物においても、その全部の公衆送信を認めたとしても著作権者の利益を不当に害しないと認められる著作物があり得ると考えられる。

そこで、新法第 31 条第 2 項に基づく公衆送信においては、原則として「著作物の一部分」に限って

¹⁵ 転載禁止の表示が無い限り、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に著作権者の許諾なく転載することができるとされており（法第 32 条第 2 項）、著作権法上、その目的に沿うような利用については広く許容されている。

公衆送信を行うことができることとしつつ、全部の公衆送信を認める著作物の範囲は、法律上、「国等の周知目的資料」（同条第1項において「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」を「国等の周知目的資料」と定義している。）を「全部」の公衆送信が可能な著作物として例示し、「その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」について「全部」の公衆送信ができることとした。これにより、電子配信等の実態を踏まえた著作権者に与える影響や、利用者側のニーズを踏まえながら、政令において全部の公衆送信の対象となる著作物をきめ細かく定められるようにしている。

なお、「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」については、上述のとおり、近年の電子出版の状況を踏まえれば、必ずしも全ての場合に「全部」の利用ができることとするのは合理的ではなく、今後の電子配信等に関する状況の変動や図書館サービスの利用実態等に応じその範囲を定める必要があることから、法律上は明記せず、政令において、適切な範囲に限定して、その範囲を定めることを想定している。

※新法第31条第1項第1号の改正について

新法第31条第1項第1号における全部複製が可能な著作物についても、同条第2項の規定ぶりと平仄を合わせ、「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」を、「全部」の複製が可能な著作物として例示し、「その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」について、「全部」の複製ができる旨を規定することとしている。

もっとも、新法第31条第1項第1号に基づく複製物の提供の場合と、新法第31条第2項に基づく公衆送信の場合とでは、著作権者の利益に与える影響等が異なり、「全部」の利用が可能な著作物の範囲に違いを設けることも想定されることから、その範囲は別々に政令で定めることとしている。

⑤各号に掲げる行為について

各号として、「図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと」（第1号）、「図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録…による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）」（第2号）を規定している。

第1号では、第2号の公衆送信を行うために「必要な複製」を行うことができることとしており、複製の態様については特に限定していない。これは、送信の方法としてFAXによる送信も想定されていることから、記録媒体への記録のほか、紙媒体での複製も許容する必要があるため、複製態様に限定を付さなかったものである。

第2号では、「図書館資料の原本又は複製物を用いて」公衆送信を行うことと規定することで、その

対象を「図書館資料」に限定し、「図書館資料」以外のものを用いた送信はできないこととしている。また、「図書館資料の原本又は複製物を用いて」と規定することにより、「原本」と「複製物」いずれも用いることが可能であることを明確にしている。

また、第2号では「公衆送信を行うこと」ができる旨規定しているところ、具体的には、メール送信やFAX送信のほか、サーバーにアップロードして送信する方法（そのURLを図書館等の利用者に送付し、アクセスさせる方法）も含まれ得る。

第2号括弧書きでは、公衆送信に当たり、「公衆送信を受信して作成された電磁的記録…による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置」を講ずることを求めている。これは、本改正法により、電子媒体で資料のデータが作成・保存・送信されることとなり、紙媒体で複製・提供される場合に比べ、それが目的外で拡散し、権利者の利益を不当に害することとなることが懸念されるところ、法第31条第1項第1号と同等の権利者保護を図る観点から、公衆送信を受信した利用者が不正にデータを拡散させることを防止するため、図書館等からの送信時に不正な拡散を防止・抑止するための措置等を講ずることを求めることとしたものである。

なお、「受信して作成された電磁的記録」とは、受信の際に受信者の端末に保存される電磁的記録（ダウンロードしたときに作成された電子データや受信したメールに添付されている電子データ）をいう。送信の際に用いられた電磁的記録そのものについては、送信元の図書館等に残るものであり、受信の際に受信者の端末上で新たに作成され保存される電磁的記録とは別物であるから、その点を明確にするためこのような規定ぶりとしている。また、防止・抑止措置の対象となる「公衆送信を受信して作成された電磁的記録…による著作物の提供又は提示」としては、当該電磁的記録をメールで転送したり、USBなどの外部媒体に保存して頒布するといった行為が想定される。「防止」及び「抑止」の意味については、前述の(iii)④を参照されたい。

⑥「ただし、著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信…の実施状況を含む。…）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」について

基本的には、①の送信主体の限定、⑤の措置等によって、新法第31条第2項の規定による公衆送信における権利者の利益を大きく害する行為は防止できると考えられるが、それらの措置が講じられたとしても、例えば、電子配信されている高額な新刊本で一章単位でも有償提供されているものを、その配信開始と同時に図書館等からも一章単位で公衆送信する場合など、電子出版などの正規の電子配信サービスと競合する事態が生じることも否定できない。

このため、公衆送信によって、正規の電子配信サービスの市場等を阻害し、権利者の利益を不当に害することのないよう担保するための規定を設けることとした。その際、権利者の利益を不当に害するか否かは、送信される著作物の種類や用途、送信の態様などの諸要素に照らして総合的に判断されるものであることから、著作権法の権利制限規定において一般的に用いられている手法にならって、「ただし、著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信…の実施状況を含む。…）及び用途並びに当

該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」と規定することとしている。

著作物の「種類…及び用途」とは、論文・専門書・新聞などの類型や経済的な価値、専門の研究者用・学生用・一般用などの用途をいう。なお、「種類」には当該著作物に係る正規市場の規模や電子配信の実施状況を含む。この著作物に係る正規市場の規模や電子配信の実施状況は、正規市場との競合による権利者の不利益の程度を判断するための重要な考慮要素の一つであるから、「(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信…の実施状況を含む。…)」という形で考慮要素の一つとして明記している。

また、「送信の態様」とは、送信されるデータの精度（画質など）や送信される分量などをいう。

(ii) 第4項

本項は、受信者側で可能とする行為について、「公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる」ことを規定している。

条文解説

本改正法により、利用者は著作物の一部分の電子データを自らのパソコンなどに一度保存し、画面上で閲覧することが可能となるが、調査研究の用に供する上では、書き込みやファイリングなどのために紙媒体が必要となる場合も想定される。

そこで、本項では、権利者の利益への影響にも配慮しつつ、このうち私的使用目的での複製（法第30条第1項）と同等の私的領域内の行為と評価できる範囲の利用を認めるという観点から、当該利用者が自らの調査研究の用に供するために必要と認められる限度でプリントアウト（複製）することを可能とした。

(iii) 第5項

本項は、「著作物の公衆送信を行う場合」には、「特定図書館等を設置する者」は、「相当な額の補償金」を、「著作物の著作権者に支払わなければならない」ことを規定している。

条文解説

法第31条第1項第1号においては、基本的に紙媒体での提供であり、遠隔地からの利用（郵送）の場合にはコピーの入手までに時間がかかるとともに、利用者から相当程度の実費が徴収されるという点で、物理的・時間的・経済的な制約があったことから、国民による利用は限定的であり出版市場等への影響も軽微な範囲にとどまっていた。これに対し、本改正法により、国民が迅速かつ簡易に利便性の高い形で資料にアクセスできるようになれば、その分のライセンスの機会が失われたり、電子配信サービスなどの正規市場と競合したりするなど、権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される。

このため、送信サービスの実施に伴って権利者が受ける不利益を補償するという観点から、図書館等の設置者が権利者に対して、一定の補償金を支払わなければならないこととした。

なお、「相当な額」とは利用に見合ったある程度の額をいうところ、本改正法により特定図書館等が行

うことができるようになる公衆送信行為は、図書館資料を本来的な用途での利用に供する行為であつて、正規市場との競合などにより権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される態様の利用行為である。そのため、ここでの「相当な額」は、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準の額をいうと解される。

(3) 図書館等公衆送信補償金（新法第 104 条の 10 の 2 から第 104 条の 10 の 8 関係）

（図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第百四条の十の二 第三十一条第五項（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十の四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「図書館等公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる。

2 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

新法第 104 条の 10 の 2 から第 104 条の 10 の 8 では、上記（2）の各図書館等による図書館資料の公衆送信に当たって、権利者に補償金請求権を付与することに伴つて当該補償金請求権の行使に必要な規定を整備している。

新法第 104 条の 10 の 2 第 1 項では、図書館資料の公衆送信に係る補償金は、個々の公衆送信については非常に軽微な額であり、個々の権利者が個別に権利行使を行うことは効率的ではなく、集団的に行使する方が適当であるため、補償金を受ける権利は、文化庁長官が指定する指定管理団体によつてのみ行使できることとしている。

また、同条第 2 項では、当該指定管理団体が、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有することを規定し、指定管理団体の権限の範囲を定めている。

（指定の基準）

第百四条の十の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十一条第二項（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）の規定による公衆送信（以下この節において「図書館等公衆送信」という。）に係る著作物に関し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

- ロ 図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者の利益を代表すると認められるもの
- 三 前号イ及びロに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。
- イ 営利を目的としないこと。
- ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- 四 権利者のために図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務（第四百条の十の六第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

本条では、指定管理団体の指定の基準として以下の事項を規定している。

- ①一般社団法人であること（第1号）
- ②以下の団体を構成員とすること（第2号）
- （ア）公衆送信に係る著作物に関し、公衆送信権を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であり、国内においてそれらの者の利益を代表すると認められるもの
- （イ）公衆送信に係る著作物に関し、第2号出版権者（法第80条第1項第2号に規定する電子出版権を有する者）を構成員とする団体（その連合体を含む。）であり、国内においてそれらの者の利益を代表すると認められるもの
- ③上記②（ア）及び（イ）の団体がそれぞれ次の要件を備えるものであること（第3号）
- （ア）営利を目的としないこと
- （イ）その構成員が任意に加入や脱退ができること
- （ウ）その構成員の議決権・選挙権が平等であること
- ④権利者のために補償金関係業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること（第4号）

（図書館等公衆送信補償金の額）

- 第四百条の十の四 第四百条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一条第五項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
- 3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。
- 4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、第三十一条第二項の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額であると認めるとき

でなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

本条は、補償金の額について規定しているものである。

第1項では、既存の補償金制度において指定管理団体が補償金請求権を行使する場合と同様に、当該団体が補償金の額を定めて文化庁長官の認可を受けなければならないものとしている。

具体的には、指定管理団体が、特定図書館等の設置者の意見を代表すると認められる団体から意見聴取を行った上で（第3項）、補償金の額の案を作成して文化庁長官に申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で（第5項）、認可の可否を判断することとしている。この際、文化庁長官は、申請された金額が、以下①～④の諸要素を考慮した適正な額であると認めるときに限り、認可することができることとしている（第4項。なお、認可があったときは、その金額を図書館等公衆送信補償金の額とすることになっている（第2項）。）。

①新法第31条第2項の規定の趣旨：

図書館資料の送信を可能とすることで国民の情報アクセスの確保を図る一方、補償金請求権の付与により、送信サービスの実施に伴い権利者が受ける不利益を補填すること。

②著作物の種類及び用途並びに公衆送信の態様に照らした権利者の利益に与える影響：

「種類及び用途」とは、論文・専門書・新聞などの類型、専門の研究者用・教育用などの用途をいい、当該著作物に係る正規市場の規模や電子配信の実施状況を含む。また、「公衆送信の態様」には、FAX送信、メール送信、自動公衆送信といった送信方法の違い、送信される分量、送信されるデータの表示の精度、利用者によるプリントアウトの可否等を含む。

③公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより利用者が受ける便益：

図書館への来館が不要、データ入手までの時間の短縮といったアクセスコストの軽減等のこと。

④その他の事情：

①～③に並ぶ事情があれば、これを考慮要素とする。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第一百四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

本条第1項では、指定管理団体が、補償金関係業務を開始しようとするときには、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出ること、当該規程を変更しようとするときも、これと同様とすることを定めている。当該規程に定める事項としては、第2項に規定する図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項のほか、業務執行に必要な手数料に関する事項や補償金額の公示に関する事項などといった、補償金の支払いに関するルールが想定される。

また、本条第2項では、当該規程に図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項も含めること、当該事項については新法第31条第5項の規定の趣旨を考慮してこれを定めなければならないことを定めている。「第31条第5項の規定の趣旨」とは、同条第2項の規定により公衆送信された著作物等に係る権利者に対して、適切な対価の還元を図ることである。したがって、利用された著作物について、当該著作権者に対し、利用状況に応じた額を支払うことを基本としつつ、権利者が不明な場合の取扱いなどについて定めることが想定される。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

本条では、指定管理団体が、図書館等公衆送信補償金の総額のうち一定の額を、著作権等の保護に関する事業等のために支出しなければならないことを規定している（第1項）。

基本的には、補償金は、利用された著作物について一対一対応で権利者に支払うのが原則であるが、権利者が不明な場合などもあり、全権利者に補償金を完全に分配しきことは困難である。そのため、権利者が得るべき利益に適切に配慮し、分配の公平性をより高める観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部を、権利者全体の利益となるような事業（以下「共通目的事業」という。）に支出することを義務付けることとしている。私的録音録画補償金及び授業目的公衆送信補償金についても同様の趣旨でこれに対応する規定が設けられている。

共通目的事業に支出すべき額の算出方法については、図書館等公衆送信による著作物の利用状況（全体の利用実績や権利者不明の著作物の利用実績等）や、分配に係る事務に要する費用などの諸要素を勘案しつつ、政令で定めることとしている。

(報告の徴収等)

第百四条の十の七 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

本条は、文化庁長官が、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対して、補償金関係業務に関して報告等をさせることができる旨を定めている。

(政令への委任)

第百四条の十の八 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

本条は、新法第5章第2節に定めた事項のほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し、必要な事項を政令で定めることを規定している。

2. 放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化

(1) 「特定入力型自動公衆送信」の定義（新法第2条第1項第9号の6関係）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九の五 (略)

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。）をいう。

九の七～二十五 (略)

2～8 (略)

著作権法では、有線放送による同時再送信と並び、通信回線を用いて大量の情報を安全かつ確実に視聴者に送信することができるIPマルチキャスト放送等による同時再送信（以下「放送同時再送信」という。）について、特に難視聴地域における放送受信の重要な補完路等となることが期待されていたこと等を受け、放送を受信して同時に行う入力型自動公衆送信を権利制限規定等の対象として追加することで、その権利処理の円滑化を図っている。

現行法においては、放送同時再送信は、①放送を受信して同時に行う再送信であること、②蓄積を伴わない入力型の自動公衆送信を対象としていることの2つの要素を含む概念として、①の要素について、「放送される著作物」という文言で権利制限の対象となる放送の再送信が、放送と同時にされるものであることを示しており、②の要素について、放送される著作物を「自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）」するという文言で規定している。

本改正法においては、放送と同時又は近接したタイミングで行われる配信について、「放送同時配信等」という定義を新たに設けることとし、放送との同時性を「放送…が行われた日から一週間以内」（新法第2条第1項第9号の7イ）と規定し、明確に放送との時間的な近接性を定義として定めることとしている。これとの対比で、放送同時再送信についても、放送との同時性をより明確な形で置かないと概念が明確にならない恐れがあることから、現行法の規定を見直し、新法第2条第1項第9号の6として、「特定入力型自動公衆送信」の定義規定を置くこととした。

なお、本改正は、あくまでも規定の明確化を図ることとしたものであり、これにより、従来の規定の対象や効果が及ぶ範囲等について変更を加えるものではない。

条文解説

新法第2条第1項第9号の6において、新たに「特定入力型自動公衆送信」という定義を設け、①放送を受信して同時に行う再送信であること、②蓄積を伴わない入力型自動公衆送信を対象としていることがより明確となるよう、①「放送を受信して同時に」、②「公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信（当該自動公衆送信に係る送信可能化を含む。）」であることを規定することとした。

①「公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信」について

「公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより、公衆からの求めに応じ自動的に行われる送信をいう。自動公衆送信には、「蓄積型」と「入力型」が存在し、この2つのタイプは、自動公衆送信装置を情報が経由（入力）するか、情報が保存され複製されるか（蓄積）の違いがあるが、前者（入力型）について規定したものである。

②「地域限定特定入力型自動公衆送信」について

新法第34条第1項等において、「地域限定特定入力型自動公衆送信」という「特定入力型自動公衆送信」を更に限定した定義も新たに設けている。

放送同時再送信の中でも、本来の主たる目的である公共性の高い難視聴対策のための放送対象地域への再送信に限定する観点から「…当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（…）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い…」と規定されていたものについては、「特定入力型自動公衆送信」を更に限定して、「地域限定特定入力型自動公衆送信」という定義を置き（法第34条第1項）、「特定入力型自動公衆送信のうち」、③「専ら当該放送に係る放送対象地域…において受信されることを目的として」行われるものであることを求めている。権利制限の対象をそのような場合に限定すべき場合には、「地域限定特定入力型自動公衆送信」として規定している（新法第34条第1項、第38条第2項、第39条、第40条、第68条第2項、第102条第5項・第8項）。

（2）「放送同時配信等」の定義（新法第2条第1項第9号の7関係）

（定義）

第二条（略）

一～九の六（略）

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。）のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不当

に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。）をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであってその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。

ロ 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの（著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。）であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること。

九の八～二十五 （略）

2～8 （略）

本号は、「放送同時配信等」の定義を規定するものである。

具体的には、新法第2条第1項第9号の7を新設して、①「放送番組又は有線放送番組」の、②「自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。…）」のうち、③「イからハマまでに掲げる要件を備えるもの」を、「放送同時配信等」と規定している。

以下では、①～③の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「放送番組又は有線放送番組」について

「放送番組」及び「有線放送番組」は、著作権法上定義は置かれていないが、一般的な語義と同様に、放送により送信される番組、有線放送により送信される番組を意味している。

②「自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。…）」について

「放送同時配信等」については、送信行為のみならず、その準備としてサーバーに情報を蓄積・入力する行為を含める必要があることから、定義上「送信可能化」を含めることとしている。

③「イからハマまでに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。）」について

「著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者…の利益を不当に害するおそれがあるもの」は、例えば、有線の音楽専門チャンネルなど音楽配信ビジネスに影響を及ぼし得るサービスが、「広く国民が容易に視聴することが困難なもの」は、例えば、ごく限られた者に限定したサービス、高額な料金を徴収するサービスなど一般視聴者が利用できない形態のサービスが考えられる。このようなサービスまで

利用円滑化の対象とすることは改正の趣旨にそぐわず適当でないと考えられるため、必要に応じて除外することができることとしたものである。

また、本改正法では、①既に著作権法において定着した概念である「特定入力型自動公衆送信」の適用関係に変更を生じさせる意図はないこと、②「放送同時配信等」と「特定入力型自動公衆送信」は著作権法上適用関係を異にする異なる概念として規定する必要があることから、「放送同時配信等」の定義から「特定入力型自動公衆送信を除く」こととしている。

その上で、「イからハマまでに掲げる要件」としては以下の（i）～（iii）を規定している。

（i）「放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること」について

イでは、配信のタイミングや時期について限定をかけている。

原則としては、「放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内」として、放送と同時又は近接したタイミングに限り視聴できるものを対象としている。一週間以内とするのは、基本的に放送番組等は一週間ごとに放送されることを踏まえ、その間は視聴のニーズが高いこと、複数回の番組がウェブサイト上で視聴できるとすれば、それはアーカイブと同様であり、放送と同様とは評価しにくくなることを考慮したものである。

具体的には、次のサービスが含まれることとなる。

- ・ 「同時配信」：放送と同一のタイミングで配信が行われるサービス
- ・ 「追っかけ配信」：ある番組の放送の開始から終了までの間に配信が開始されるサービス
- ・ 「見逃し配信」：放送の終了後、一定期間内に限り配信が行われるサービス

もつとも、例外的に、「当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内」として、同一のタイトルの番組の放送であつて、その頻度が一週間に一回を超えるものである場合には、放送から1月以内の期間内に行われるものも対象に含めている。放送番組の中には、隔週放送や月1回放送の番組も存在し、連続ドラマや教育番組など一度放送を見逃した場合には、その後の番組視聴が困難となるものもあるところ、次の放送にキャッチアップするために放送と近接した一定期間内（遅くとも次回放送が行われるまで）で行われる配信は、一連の放送と独立して視聴されることはないものと考えられることから、放送の頻度が1週間に1回を超えるものである場合には、放送から1月以内の期間内に行われるものは対象に含めることが適当と考えられる。

なお、「当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。」としているが、これは放送が始まる時間より前に先行して配信するサービスは、放送に付随するサービスとは言えず、現時点でそのようなサービスの実態も確認されていないことから、対象から除外することとしたものである。

(ii) 「放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの（著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。）であること」について

ロでは、放送で流す番組との内容の同一性を示している。これは、番組内容の変更を許容した場合には、放送と同視でき、放送に付随するサービスと言えなくなるためである。他方、番組内容の同一性は求めつつも、権利処理未了のために生じるフタかぶせなどのやむを得ない事情による変更は認められるよう、例外的に著作権者、出版権者又は著作隣接権者から「当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたもの」も対象とすることとしている。

なお、放送番組の合間に流れるCMや、放送番組中に災害情報等をいわゆるL字型画面で表示する場合のL字領域は、通常、放送番組それ自体からは独立していると考えられるため、放送同時配信等に当たってCMやL字領域の差し替えを行ったとしても、本要件とは抵触しないと考えられる。

(iii) 「当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること」について

ハでは、権利者に与える影響等を踏まえ、ストリーミング形式（ダウンロード不可）のサービスのみが対象となるようにするため、放送番組のダウンロード防止等の措置を課すこととしている。

ここでいう「防止し、又は抑止するための措置」のうち、「防止」とは当該行為自体を止めることを意味し、「抑止」とは当該行為自体は止めないものの、その結果に著しい障害を生じさせることを意味する。ここでは、利用者による不正なデータの拡散を、技術的措置によりあらかじめ「防止」することは技術的に不可能な場合もあり得るため、利用者による不正なデータの拡散を「抑止」する措置でも足りることとしている。

なお、コピーコントロール技術（技術的保護手段）について定めている法第2条第1項第20号においては、「抑止」について、「抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。…）」と限定を付しているが、これは、「技術的保護手段」という用語の定義として、著作権等の侵害行為に対応するための抑止機能を求めるものである。今回は、私的目的でのダウンロードなど法律上は適法に行うことができる著作物等の利用についても一定の技術的制限を設ける趣旨で規定するものであり、限定を付さず規定することとしている。

具体的な措置の内容については、技術の変化に応じて柔軟に対応することができるよう、文部科学省令に委任することとしている。文部科学省令では、「…自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。）の提供を行わない措置」を規定しており、放送事業者等において、視聴者によるダウンロードを可能とするボタン等の提供を行わない措置を規定している（著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第46号）による改正後の著作権法施行規則（以下「新施行規則」という。）第1条）。

【参考】新施行規則

(放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置)

第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。）の提供を行わない措置とする。

(3)「放送同時配信等事業者」の定義（新法第2条第1項第9号の8関係）

(定義)

第二条 (略)

一～九の七 (略)

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（以下単に「密接な関係」という。）を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

十～二十五 (略)

2～8 (略)

本号は、「放送同時配信等事業者」の定義を規定するものである。放送同時配信等については、放送事業者、有線放送事業者が自ら行うほか、別の会社が当該サービスを行う場合がある。そうした主体が行う放送同時配信等についても、放送事業者や有線放送事業者と一定の関係性を有する場合には、放送又は有線放送に付随するものとして、今般の改正における権利制限等の対象とする必要があることから、放送事業者又は有線放送事業者以外の主体で「放送同時配信等」を行う者について定義付けている。

具体的には、新法第2条第1項第9号の8を新設して、①「人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係…を有する放送事業者又は有線放送事業者」から、②「放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者」を、「放送同時配信等事業者」と規定している。

以下では、①、②の各要件について個別に解説する。

条文解説

①「人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係…を有する放送事業者又は有線放送事業者」について

放送事業者や有線放送事業者は、その業務の公益性から、特別な著作物の利用が認められていることを踏まえれば、放送同時配信等事業者の業務も放送事業者等から完全に独立した経営判断で行うのは適当ではないと考えられる。また、放送同時配信等を放送等と同様に安定的に実施することができる必要性がある。このため、放送番組等の供給関係に加えて、「人的関係又は資本関係において…放送事業者又は有線放送事業者と密接な関係…を有する」ことを求めている。

②「放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者」について

放送同時配信等事業者が放送事業者又は有線放送事業者と有すべき一定の関係性として、「放送同時配信等」が放送に付随するサービスであり、「放送同時配信等事業者」が放送事業者が行う放送から独立して放送同時配信等を行うものではないことを踏まえ、放送事業者等から放送番組等の供給を受けて行うものであることを規定している。ここで、「供給を受けて」とは、放送番組の録音物又は録画物の提供を受ける場合のほか、データの送信を受ける場合も含まれる。

また、「放送同時配信等を業として行う」とは、放送同時配信等を反復・継続的に行っていることを意味しており、例えば、特定の日に特定の番組だけを放送同時配信等しているなどスポット的な実施に過ぎないと評価される場合はこれに当たらないものと考えられる。

(4) 権利制限規定の拡充（新法第 34 条第 1 項、第 38 条第 3 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 44 条、第 93 条関係）

（学校教育番組の放送等）

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）を行い、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 （略）

改正前の規定では、放送大学や NHK の教育番組のように教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組に用いられる著作物（小説、写真、図表など）について、放送で利用することが可能となっている（本条第 2 項に基づき補償金の支払いが必要）。本条は、学校教育番組での利用という特に公益性の高い場面について定めるものであり、現行規定の補償金の支払いを要件とすることで権利者に与える影響も限定的であると考えられることから、今回、放送同時配信等も対象とすることとした。

① 「地域限定特定入力型自動公衆送信」について

前述の 2. (1) ②参照。

② 「放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。…）」について

放送同時配信等の行為自体は、概念上誰でも行うことが可能であり、また、放送や有線放送のように大規模な特別の設備を要しないため、意図しない主体が行うおそれがあるところ、権利制限規定が設けられた趣旨が放送同時配信等が放送等と同視しうる公益性を有するものであることを踏まえ、放送同時配信等に係る権利制限規定の効果を受けられる者を放送事業者、有線放送事業者及び放送同時配信等事業

者に限定することとした（新法第 38 条第 3 項、第 39 条、第 40 条も同様）。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 （略）

2 （略）

3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の実家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4・5 （略）

改正前の規定では、放送される番組について、非営利・無料で大型のスクリーンに投影したり（前段）、営利活動を行う飲食店等でも通常の実家庭用受信装置（テレビ）を用いて見せたりすることが可能となっており（後段）、今般、放送同時配信等も対象とすることとした。

①「放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）」について

放送同時配信等のうち「放送又は有線放送が終了した後に開始されるもの」とは、「見逃し配信」を意味する。本条は、他の権利制限規定のように目的や場面等の限定がなく、多種多様な形での伝達を認めるものであり、権利者に与える影響が特に大きいと考えられることから、放送同時配信等のうち、伝達のニーズが高いリアルタイムでの「同時配信」と、それとほぼ同視できる「追っかけ配信」のみを対象にすることとした。

（時事問題に関する論説の転載等）

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 （略）

改正前の規定では、新聞や雑誌に掲載された時事問題に関する論説・社説などについて、報道番組などの放送で利用することが可能となっている。本条は、時事問題に関する論説を広く国民に伝達するという、特に公益性の高い場面について定めるものであり、権利者に与える影響も限定的であると考えられることから、放送同時配信等を対象に含めることとした。

なお、「地域限定特定入力型自動公衆送信」については、前述の 2.（1）②参照。

（政治上の演説等の利用）

第四十条 （略）

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説

又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うことができる。

3 (略)

改正前の規定では、国会等での演説等について、NHKの国会中継などのように放送で利用することが可能となっている。本条は、国会等公開の場で行われた演説等を広く国民に伝達するという特に公益性の高い場面について定めるものであり、演説等を行う者が放送同時配信等を拒むことも想定し難いことから、放送同時配信等を対象に含めることとした。

なお、「地域限定特定入力型自動公衆送信」については、前述の2.(1)②参照。

(放送事業者等による一時的固定)

第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送し、又は放送同時配信等することができる著作物を、自己の放送又は放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送し、若しくは放送同時配信等することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

2 有線放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく有線放送し、又は放送同時配信等することができる著作物を、自己の有線放送（放送を受信して行うものを除く。）又は放送同時配信等（当該有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

3 放送同時配信等事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送同時配信等することができる著作物を、自己の放送同時配信等のために、自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

4 前三項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月（その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送、有線放送又は放送同時配信等があつたときは、その放送、有線放送又は放送同時配信等の後六月）を超えて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

改正前の規定では、放送事業者等は、自己の放送に向けた準備行為として、ビデオ撮りやテープ撮りなどフィルムやテープ等に一時的に著作物等を固定することが可能となっており、放送同時配信等を行う場合にも、基本的に、放送と同様に、その前提として多様かつ大量の著作物等を記録媒体に固定する必要があることから、放送同時配信等を対象に含めることとした。

①「放送同時配信等」について（第1項・第2項関係）

改正前の規定では、放送事業者や有線放送事業者について、自己の放送に向けた準備行為として、ビデオ撮りやテープ撮りなどフィルムやテープ等に一時的に著作物等を固定することができることとされて

いる。そうした固定物を、放送事業者等が自己の放送同時配信に用いるだけでなく、放送同時配信等事業者に番組を供給して放送同時配信等を行う場合にも使えるよう、「放送同時配信等（当該（有線）放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が（有線）放送番組の供給を受けて行うものを含む。）」として、放送事業者や有線放送事業者が放送同時配信等事業者に放送番組を供給して行われる放送同時配信等も対象とした。

なお、「（有線）放送番組の供給を受けて」とは、放送番組が録音・録画されたテープ等の提供を受けて行う場合のほか、データの送信を受けて行う場合も含まれる。

②「自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により」について（第3項関係）

放送同時配信等事業者は、放送事業者から番組の供給を受けて放送同時配信等を行うため、自ら番組を製作することは想定されていない。しかしながら、放送事業者から生放送の提供を受ける場合のように、放送同時配信等事業者が放送同時配信等を行うに際して自らサーバー等に一時的に著作物等を固定することが必要になる場合も想定されることから、放送同時配信等事業者が放送同時配信等のサービスを行う場合も一時的固定を行うことができるよう、第3項を新設する。

その際、自己と密接な関係を有し、放送番組の供給を受ける放送事業者の人的・物的手段を利用して一時的固定物の作成を行うことが可能となるよう、「自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により」と規定している。

（放送等のための固定）

第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送及び放送同時配信等のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行つたものとみなす。

- 一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送若しくは放送同時配信等の目的以外の目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した者
- 二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者又は放送同時配信等事業者で、これらを更に他の放送事業者又は放送同時配信等事業者の放送又は放送同時配信等のために提供したもの

第1項は、改正前の規定上、放送事業者等は、放送に向けた準備行為として、ビデオ撮りやテープ撮りなどフィルムやテープ等に実演を固定することができるが、放送同時配信等のために固定することはできないところ、放送同時配信等についても録音物・録画物を用いることができるようにしている。

第2項第1号では、第1項で作成した録音物・録画物を放送外の目的に使用すること、同項第2号では、第1項により作成された録音物・録画物の提供を受けた放送事業者がこれを更に他の放送事業者の放送のために提供する行為を規制しているところ、第1項で録音物・録画物を放送同時配信等にも用いることができるようにしたことに伴い、規定を整備している。

(5) 許諾推定規定の創設（新法第 63 条第 5 項、第 103 条関係）

（著作物の利用の許諾）

第六十三条（略）

2～4（略）

5 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾（第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。）を行うことができる者が、特定放送事業者等（放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以下この項において同じ。）に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等（当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を含むものと推定する。

6（略）

第5項は、著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等を許諾することができる者が、放送同時配信等を業として行っている放送事業者のうち、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法によって、同時配信等の実施状況に係る情報として文化庁長官が定める情報を公表しているもの（特定放送事業者等）に対し、放送番組又は有線放送番組での著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には放送同時配信等の許諾を含むものと推定する旨を新たに規定するものである。

具体的には、①「著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾…を行うことができる者」が、②「特定放送事業者等」に対し、③「特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合」には、④「許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き」、⑤「許諾には当該著作物の放送同時配信等…の許諾を含むものと推定する」ことを定めている。

以下、①～④の各要件及び⑤の効果について、個別に解説する。なお、本規定の具体的な解釈・運用については、権利者・放送事業者の双方が安心して契約を締結することができるよう、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で十分に議論のうえ、ガイドライン¹⁶を策定している。

条文解説

①「著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾…を行うことができる者」について

第5項は、放送（有線放送）のほかにも、放送同時配信等の許諾を含んでいることを推定するものであるから、両方の行為について許諾できる者であることを前提として求めている。

ここでの「著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾…を行うことができる者」と

¹⁶ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kyodaku/pdf/93341101_01.pdf

は、法第 23 条第 1 項に規定する権利（公衆送信権）を有する者や当該者から委託等を受けて許諾を行う者が想定される。法第 103 条第 1 項で法第 63 条が包括的に準用されており、著作物のほか、実演等を許諾することができる者も本規定の対象となる。

- ②「特定放送事業者等（放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。…）に対し」について

「放送同時配信等を業として行」っているとは、放送同時配信等を反復・継続的に行っていることをいう。具体的には、放送同時配信等を行っている時間が一日の放送の中で一定の割合を占めており、それが継続的に行われていることが求められるものであり、例えば、特定の日に特定の番組だけを放送同時配信等しているなどスポット的な実施にすぎないと評価される場合はこれに当たらないものと考えられる。

このほか、放送同時配信等事業者を通じて放送同時配信等を行っている場合もあり、そのような場合も対象として含まれるよう、「その者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており…」と規定している。

また、「その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、…文化庁長官が定める情報を公表しているもの」については、推定を基礎付ける事実として、許諾権者において放送事業者が放送同時配信等を業として行っていることを知ることができるよう、放送事業者においてその事実を周知するための措置として一定の情報を公表することを求める趣旨の規定である。

「文化庁長官が定める情報」については、権利者が、放送同時配信等を業として行っていることを知ることができるよう、文化庁告示において、①放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、②放送番組又は有線放送番組の放送、有線放送及び放送同時配信等の時間帯又は期間、③放送番組又は有線放送番組の放送同時配信等を視聴することができるウェブサイト又はプログラムの名称を定めている。

また、「文化庁長官が定める方法」については、権利者が把握することができる蓋然性の高い方法に限定して定める必要があることから、文化庁告示において、①放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法、②放送事業者又は有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者のウェブサイトにおいて掲載された情報に係る送信元識別符号（リンク）を、当該情報に係るものであることを明示して当該放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法を定めている。

【参考】文化庁告示（令和 3 年文化庁告示第 61 号）

（放送同時配信等の実施状況に関する情報）

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十三条第五項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する文化庁長官が定める情報は、次に掲げるものの

全てとする。

- 一 放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称
- 二 前号の放送番組又は有線放送番組の放送、有線放送及び放送同時配信等の時間帯又は期間
- 三 第一号の放送番組又は有線放送番組の放送同時配信等を視聴することができるウェブサイト又はプログラムの名称

(放送同時配信等の実施状況に関する情報の公表の方法)

第二条 法第六十三条第五項に規定する文化庁長官が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法
- 二 放送事業者又は有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者のウェブサイトにおいて掲載された前条に規定する情報に係る送信元識別符号を、当該情報に係るものであることを明示して当該放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法

第5項は、推定を基礎付ける事実として、放送同時配信等の実施状況について権利者が把握することができることを求めたものであり、例えば、放送番組の名称や時間帯について一部更新が遅れたり、古い情報が記載されたままとなっていたりするような場合でも、放送同時配信等を業として行っていることが外形的に判断可能であれば、有効に推定されるものと考えられる。

また、「特定放送事業者等…に対し」としているが、これは許諾の直接の相手方が「特定放送事業者等」であることが求められているわけではなく、例えば、許諾交渉の相手方が番組制作会社で、権利者が直接の許諾を番組制作会社に対して行った場合でも、「特定放送事業者等」の行為に対して許諾を行っていると同様に評価できるような場合には、本項は有効に適用されるものと考えられる。

③「特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合」について

ここでは、放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾があったことを要件としている。

なお、「著作物の利用の許諾」は具体的な範囲を明らかにせずに漠然と利用の許諾を行った場面を規定したものである。

④「許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き」について

権利者が契約に際して「別段の意思表示」を示していれば、当該意思に従うことになることから推定の効果は及ばないこととなる。「別段の意思表示」は、放送に限定して許諾する意思表示や放送同時配信等は許諾しない意思表示のほか、放送同時配信等を行うに当たっての条件等を伝えることもこれに該当する。

⑤「許諾には当該著作物の放送同時配信等…の許諾を含むものと推定する」について

上記①～④の要件を満たす場合は、権利者の「許諾」に放送の許諾のみならず、「放送同時配信等」の許諾を含むものと推定することを規定している。本項はあくまで「推定規定」であるため、特定の事実さえあれば一定の法的効果が認められる「みなし規定」とは異なり、権利者が許諾をしていなかったと証明し得る場合には、推定が覆る場合がある。

(6) 協議不調の場合の裁定制度の拡充（新法第 68 条、第 103 条関係）

（著作物の放送等）

第六十八条 公表された著作物を放送し、又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、その著作権者に対し放送若しくは放送同時配信等の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、その著作物を放送し、又は放送同時配信等することができる。

2 前項の規定により放送され、又は放送同時配信等される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

本規定は、放送の公共的性格に鑑み、放送事業者が著作物の放送での利用に当たって、権利者に協議を求めたが、その協議が不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受け、一定の補償金を支払うことで著作物を放送することができる旨を規定している。

この裁定制度について、放送と同視し得るサービスである放送同時配信等に当たって協議が不調に終わった場合も活用することができるよう、「公表された著作物を放送しようとする放送事業者」に限定されていた本制度の主体を、「公表された著作物を放送し、又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者」に拡大し、かつ、対象行為についても「放送し、又は放送同時配信等すること」にまで拡大することとした。

また、今般の改正で、新法第103条で新たに著作隣接権への準用を行っており、施行日（令和4年1月1日）以後は、著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用についても、本規定を利用することが可能となる。

その際、関連規定として、裁定に関する手続及び基準について定めた法第70条（第4項第1号及び第7項を除く。）、補償金の額について文化審議会への諮問について定めた法第71条（第2号に限る。）、補償金の額についての訴えについて定めた法第72条、補償金の額についての審査請求の制限について定めた第73条、補償金等の供託について定めた法第74条の規定についても併せて準用を行うこととしている。

(7) 映像実演の利用円滑化（新法第 93 条の 3、第 94 条関係）

（放送等のための固定物等による放送同時配信等）

第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び第九十四条の三第一項において同じ。）を有する者（以下「特定実演家」という。）が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を行つたときは、契約に別段の定めがない限

り、当該許諾を得た実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等

二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者（以下この条において「指定報酬管理事業者」という。）によつてのみ行使することができる。

4 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第二項の報酬を受ける権利を有する者（次項及び第七項において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務を自らの確に遂行するに足りる能力を有すること。

5 指定報酬管理事業者は、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

6 文化庁長官は、指定報酬管理事業者に対し、政令で定めるところにより、第二項の報酬に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

7 指定報酬管理事業者が第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理事業者と放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体との間において協議して定めるものとする。

8 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

9 第七十条第三項、第六項及び第八項、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条第一項、第七十三条本文並びに第七十四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。第十一項において同じ。）及び第二項の規定は、第二項の報酬及び前項の裁定について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあり、及び同条第六項中「申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者」とあるのは「当事者」と、第七十四条第二項中「著作権者」とあるのは「第九十三条の三第三項に規定する指定報酬管理事業者」と読み替えるものとする。

る。

- 10 前項において準用する第七十二条第一項の訴えにおいては、訴えを提起する者が放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体であるときは指定報酬管理事業者を、指定報酬管理事業者であるときは放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体を、それぞれ被告としなければならない。
- 11 第九項において準用する第七十四条第一項及び第二項の規定による報酬の供託は、指定報酬管理事業者の所在地の最寄りの供託所にするものとする。この場合において、供託をした者は、速やかにその旨を指定報酬管理事業者に通知しなければならない。
- 12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 13 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の報酬の支払及び指定報酬管理事業者に関し必要な事項は、政令で定める。

(i) 第1項

本項は、過去に制作された放送番組の再放送を行う際に、併せて放送同時配信等を行うニーズも存在するところ、放送同時配信等については改正前の法第94条（新法93条の2）のような特例措置が設けられていないため、放送事業者は改めて関係する全ての実演家から放送同時配信等の許諾を別途得る必要があるところ、集中管理がなされていない場合等については、相当な額の報酬を支払うこと（第2項）を前提に、その後の再放送に係る放送同時配信等を許諾なく行うことができることとするものである。

具体的には、改正前の法第94条（新法第93条の2）第1項第1号では、実演家が初回放送の許諾をした際に、契約に別段の定めがない場合には、放送事業者等は、一定の金銭を支払うことで、許諾なく、法第93条第1項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送（いわゆる再放送）を行うことが可能となっている。そのため、これと同様の措置として、新たに法第93条の3を設けて、①特定実演家が放送事業者に対し、②「実演の放送同時配信等…の許諾を行つたとき」は、③「契約に別段の定めがない限り」、④「許諾を得た実演」について、⑤「許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる」こととしている。

以下、①～④の各要件及び⑤の効果について、個別に解説する。

条文解説

①「第九十二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。…）を有する者（以下「特定実演家」という。）が放送事業者に対し」について

「第九十二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。…）を有する者」とは、放送同時配信等に係る実演の送信可能化権を有する者を表している。本項は改正前の法第94条（新法第93条の2）第1項に倣い、初回放送の放送同時配信等の許諾が得られた場面に限定して規定することとしていることから、初回放送の放送同時配信等について、放送同時配信等に係る送信可能化権を有する者（特定実演家）の許諾があることを前提としている。

②「実演の放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を行ったとき」について

放送事業者が放送同時配信等事業者に放送番組を供給して放送同時配信等を行う場合も対象となるよう、放送同時配信等の許諾には「当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うもの」を含む旨を規定している。

③「契約に別段の定めがない限り」について

再放送について規定する改正前の法 94 条（新法第 93 条の 2）と同様に、契約に別段の定めをしていた場合には当該契約が優先する旨を規定している。

④「許諾を得た実演」について

「当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者により管理されているもの」について対象から除外することとしている。既に、映像コンテンツ権利処理機構が著作権等管理事業者として実演の集中管理を行っており、当該団体に権利の集中管理を委託している実演に関して、許諾なしに利用することができることとした場合には、既に許諾権を管理している実演家の利益を害することとなるため、そうした場合を対象から除外することとした。ここで、「著作権等管理事業者による管理が行われているもの」は、「管理」の内容を著作権等管理事業法に基づくものに限定していないことから、例えば、いわゆる非一任型の管理や諸外国との相互管理協定に基づく管理も含まれるものと考えられる。

「文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの」として、上記と同様に、権利者自らが積極的に権利行使（許諾）を行い、円滑な利用が可能となっている場合として、文化庁長官が定める方法により、円滑な許諾を得るために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものが公表されている場合を対象から除外することとした。ここで、「文化庁長官が定める情報」は、権利者の氏名・名称や実演家の氏名・名称、許諾の申込み窓口となるための連絡先等が考えられる。また、「文化庁長官が定める方法」は、特定のウェブサイトにおいて、これらの情報を公表することが想定されている。

⑤「許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる」について

「当該許諾に係る放送同時配信等」（初回の放送同時配信等）については、明示的に許諾があるため、本項に規定するまでもなく行うことが可能である。それ以外の放送同時配信等については、各号に規定するものに限って本項の仕組みが適用されることとなる。

具体的には、「次に掲げる」場合として、「当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等」（第 1 号）及び「当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等」（第 2 号）が規定されている。

第 1 号では、放送同時配信等の許諾を受けた放送事業者が自ら再放送に伴う放送同時配信等を行う場面を規定している。ここでの「第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物」は、放送

の許諾を得て放送及び放送同時配信等のために作成した録音物又は録画物を指しており、初回の放送同時配信等の許諾がある場合には、以後許諾を取り直すことなく、このような固定物を用いた放送同時配信等を行うことが可能となる。

第2号では、放送同時配信等事業者が、放送番組の供給を受けて放送同時配信等を行う場を規定している。ここで、「放送番組の供給を受けて」とは、改正前の法94条（新法第93条の2）第1項第2号で規定する「第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物」の提供を受けて行う場合と同項第3号で規定する放送事業者から放送番組の供給を受けて行う場合の両方を含んでおり、放送番組が録音・録画されたテープ等の提供を受けて行う場合のほか、データの送信を受けて行う場合が含まれる。

（ii）第2項

本項は、第1項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、放送事業者等は、「通常の使用料の額に相当する」額の報酬を特定実演家に支払わなければならないことを規定している。すなわち、明示的な許諾のある放送同時配信等については、許諾がある以上は、本項に基づく報酬を支払うことなく行うことが可能であって、本項に基づく報酬の支払いの対象となるのは、初回の許諾に含まれていない第1号と第2号の放送同意配信等である。

なお、「通常の使用料の額に相当する額」とは、一般的な使用料の相場により決定される額を意味する。

（iii）第3項

本項は、文化庁長官が指定した著作権等管理事業者（指定報酬管理事業者）がある場合は、当該事業者のみが報酬請求権を行使することができる旨を規定している。

報酬については、個々の実演家にとっては零細な金額となる可能性もあり、権利行使を躊躇する可能性がある一方で、放送事業者にとっても利用の都度、実演家の情報を調査して直接支払うとなると膨大なコストがかかることから、このような煩雑性、非効率性等を解消するため、個々の実演の利用行為について実演家の権利として定められている報酬請求権について、指定報酬管理事業者がある場合には、当該事業者に集中的に行使させることとしている。

その際、実演のうち権利者にアクセスすることが困難で円滑に許諾が得られないものに関して、権利処理及び対価還元について放送事業者、権利者双方の事務上の便宜を図り、報酬の徴収・分配の円滑な運用を図る観点から、「全国を通じて一個に限り」その同意を得て文化庁長官が指定するものによってのみ行使することができることとしている。

（iv）第4項

本項は、文化庁長官が指定する著作権等管理事業者が備えるべき要件について規定している（新法第94条、第94条の3、第96条の3は、全て送信可能化権を制限することに伴う補償金や報酬の取扱い等について定めるという点で同じ性格を有しており、初出の新法第93条の3の規定を、その後に出てくる新法第94条、第94条の3、第96条の3に準用することとしているため、以降の解説においても、新法第93条の3にまとめて記載することとする。）。)

第1号では、収益を構成員に分配することを目的とした営利団体を対象とした場合、権利者のための適正な業務を行うことができない恐れもあることから、「営利を目的としないこと」に限定することとしている。

第2号では、加入・脱退の任意性を欠く場合、団体の公平性・公正性に疑義が生じ得ることから、「構成員が任意に加入し、又は脱退することができること」を求めている。

第3号では、団体としての組織を備え、多数決の原則による公正・平等な意思決定が行われていることを担保するために、団体としての組織を運営する者の選出に係る選挙権、多数決の原則の運用上のルールとしての議決権の平等性を求める趣旨で、「構成員の議決権及び選挙権が平等であること」を要件としている。

第4号では、報酬等に関する業務を的確に遂行できる能力を担保するために、「報酬を受ける権利を有する者…のためにその権利を行使する業務を自らの確に遂行するに足りる能力を有すること」を求めている。具体的には、定款や組織規程、決算報告書等の確認を通じて、報酬等に関する業務を適切・有効に処理することができる人的組織や業務執行体制、財政的基盤を備えているかなどにより判断する。

(v) 第5項

本項は、指定報酬管理事業者が権利者のために自己の名をもって裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有することを規定している。

本制度の対象となる権利者は自ら許諾権の管理を行っていない者（所在不明者も多い）であり、主体的な権利行使を必ずしも期待することができないところ、指定を受けた著作権等管理事業者が権利者のために自己の名で報酬等の額を放送事業者と協議して定め、放送事業者に支払いを請求し、支払い請求訴訟を提起することができるよう、当該著作権等管理事業者が行使することができる権利の範囲について、権利者のために自己の名義で裁判上・裁判外の一切の行為を行う権限を有する旨を定めている。

(vi) 第6項

本項は、文化庁長官による指定報酬管理事業者の報告等の権限について規定している。

具体的には、文化庁長官は、指定報酬管理事業者に対して、政令で定めるところにより、報酬等に係る業務に関する報告、資料提出要求、業務執行の改善のための必要な勧告をすることができる旨を定めている。政令では、報告、資料の提出を求めることができる事項として、報酬又は補償金の管理に関する事項及び報酬の額の協議に関する事項を定めることとし、勧告については理由を付した書面をもって行うことを定めている（著作権法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第266号）による改正後の著作権法施行令（以下「新施行令」という。）第45条の7）。

【参考】新施行令

（報告の徴収等）

第四十五条の七 文化庁長官が法第九十三条の三第六項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十五条の九第一項第二号において同じ。）の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができる事項は、報酬又は補償金の管理に関する事項及び法第九十三条の三第七項の協議に関する事項とする。

2 法第九十三条の三第六項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。

(vii) 第7項

本項は、報酬の額に関する協議について規定している。

具体的には、個々の実演について個別の利用ごとに報酬等を算出することは極めて困難であるため、適切な対価の回収につなげる観点から、著作権等管理事業者が権利者のために請求することができる報酬等の額は、毎年、当該著作権等管理事業者と放送事業者又は放送事業者の団体との間において協議して定めることとしている。

(viii) 第8項

本項は、報酬の額に関する協議が成立しない場合の文化庁長官の裁定について規定している。

具体的には、第7項の協議が成立しない場合に著作権等管理事業者が決めた額を一方的に放送事業者に請求し得るとすることは必ずしも適当でなく、直ちに訴訟によって決着を付けさせることも煩雑であり、報酬等の性質上適さないことから、文化庁長官の裁定によってその額を定めることができるよう、「その当事者は、政令で定めるところにより、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができる」旨を規定することとしている。政令においては、協議を求める場合の申請資料として、①申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名、②他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名、③裁定を求めようとする報酬又は補償金の額の算定の基礎となるべき事項、④協議が成立しない理由を定めるとともに、申請書の添付書類として、申請に至るまでの協議経過を記載した書面を定めることとした（新施行令第45条の10）。

【参考】新施行令

（報酬等の額に関する裁定の申請）

第四十五条の十 法第九十三条の三第八項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の裁定（第三号において「裁定」という。）を求めようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 裁定を求めようとする報酬又は補償金の額の算定の基礎となるべき事項

四 協議が成立しない理由

2 前項の申請書には、申請に至るまでの協議経過を記載した書面を添付しなければならない。

(ix) 第9項から第11項まで

本規定は、報酬の額の裁定及び報酬等に関する規定の準用及び読替について規定している。

報酬の額の裁定及び報酬等に関しては、法第70条第3項・第6項・第8項、第71条（第2号に限る。）、第72条第1項、第73条、第74条第1項（第4号及び第5号に限る。）・第2項の規定を準用するとともに、必要な読替規定を置いている。

具体的には、

- ・ 報酬の額に関する裁定の申請があれば文化庁長官は当事者に通知して意見陳述の機会を与えなければならないこと（法第70条第3項）
- ・ 文化庁長官が報酬の額に関する裁定をした時には、官報告示と当事者への通知を行わなければならないこと（同条第6項）
- ・ その他裁定に関し必要な事項は政令で定めること（同条第8項）
- ・ 文化庁長官の報酬に関する額の裁定に当たっては文化審議会に諮問しなければならないこと（法第71条（第2号に限る。））
- ・ 裁定に係る報酬の額についての不服があれば訴訟によって解決すること（法第72条第1項）
- ・ 裁定に係る報酬の額についての不服を理由として異議申立てをすることができないこと（法第73条）
- ・ 当事者が報酬の額について訴えを提起した場合における供託義務及び供託金額、報酬請求権を目的とする質権が設定されている場合における供託義務について、他の規定に基づく補償金の供託の場合と同様とすること（法第74条第1項（第4号及び第5号に限る。）・第2項）

としている。

（x）第12項

本項は、独占禁止法の規定の適用除外について規定している。

第7項において規定している著作権等管理事業者と放送事業者等が報酬の額について協議し、その遵守を構成員に要求することは独占禁止法に抵触することとなるため、その適用がないことを明らかにする観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（…）の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない」旨の規定を設けている。

ここで、「不公正な取引方法を用いる場合」とは、例えば、著作権等管理事業者が、ある放送事業者に対して正当な理由がないにも関わらず著しく有利な低額料金を定めたり、著しく不利な高額料金を定めたりした場合であり、「関連事業者の利益を不当に害することとなる場合」とは、例えば、放送事業者側としても報酬の額を極端に高額のものに定めた結果として、傘下事業者の利益を不当に害することとなる場合や、著作権等管理事業者からのリベートの收受を条件として高額の料金に応じる場合が想定される。

（xi）第13項

本項は、その他報酬の支払い及び著作権等管理事業者に関し必要な事項に関する政令委任について規定している。

政令では、以下の規定を設けることとした。

（ア）著作権等管理事業者の指定の告示について（新施行令第45条の2）

著作権等管理事業者の指定は、個々の権利者に代わって独占的な権利行使を認める団体を指定するものであり、権利者・利用者への影響・効果が大きいことから、その周知・公表のため、官報で告示することとした。

【参考】新施行令

(指定の告示)

第四十五条の二 文化庁長官は、法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(イ) 指定報酬管理事業者等の業務規程について（新施行令第 45 条の 3、新施行規則第 20 条の 2）

指定報酬管理事業者等の適正な運用を確保するため、指定報酬管理事業者等は業務の開始前に報酬等関係業務の執行に関する業務規程を定め、文化庁長官に届け出ることとし（新施行令第 45 条の 3 第 1 項）、業務規程の具体的な事項は文部科学省令に委任することとした（同条第 2 項）。

なお、文部科学省令では、手数料に関する事項や報酬等の分配等に関する事項等を定めている（新施行規則第 20 条の 2）。

【参考】新施行令

(業務規程)

第四十五条の三 法第九十三条の三第三項に規定する指定報酬管理事業者、法第九十四条第一項に規定する指定補償金管理事業者又は法第九十四条の三第三項若しくは第九十六条の三第三項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者（以下この章において「指定報酬管理事業者等」という。）は、法第九十三条の三第二項の報酬（以下この章において「報酬」という。）又は法第九十四条第一項、第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金（以下この章において「補償金」という。）に係る業務（以下この章において「報酬等関係業務」という。）の執行に関する規程（次項及び第四十五条の九第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、報酬等関係業務の開始前に、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。

【参考】新施行規則

(指定報酬管理事業者等の報酬等関係業務に係る業務規程の記載事項)

第二十条の二 令第四十五条の三第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 法第九十三条の三第二項の報酬（以下この条において「報酬」という。）又は法第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金を受ける権利を行使する業務又は法第九十四条第一項の補償金を受領する業務に要する手数料に関する事項

二 報酬又は法第九十四条第一項、第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金（次号において「補償金」という。）の分配方法に関する事項

三 報酬又は補償金を受ける権利を有する者（以下この号において「権利者」という。）の不明その他の理由により、権利者と連絡することができず、報酬又は補償金の分配を行うことができなかつた場合における報酬又は補償金の取扱い

(ウ) 報酬等関係業務の会計について（新施行令第 45 条の 4）

報酬等関係業務は、権利者に分配すべき報酬等を扱うものであり、改正法に基づく著作権等管理事業者の独立した業務であることから、その会計は、他の業務に関する会計と区分して特別な会計として経理することとした。

【参考】新施行令

(報酬等関係業務の会計)

第四十五条の四 指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務に関する会計を他の業務に関する会計と区分し、特別な会計として経理しなければならない。

(エ) 事業計画等の提出等について（新施行令第45条の5）

指定報酬管理事業者等の適正な運用を確保するため、指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならないこととした（第1項）。

その際、事業計画、収支予算のいずれかに変更があった場合には、事業計画等の変更を団体内で決定した後、変更後の事業計画等が開始されるまでの間に文化庁長官への提出・公表が行われる必要があることから、「指定団体は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、変更の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定することとした（第2項）。

また、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業報告書、収支決算書を作成し、決算完結後1月以内に文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならないこととした（第3項）。

【参考】新施行令

(事業計画等の提出等)

第四十五条の五 指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文化庁長官に提出するとともに、当該事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

2 指定報酬管理事業者等は、前項の事業計画又は収支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

3 指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、当該事業報告書及び収支決算書を公表しなければならない。

(オ) 事業計画等の提出等に関する経過措置について（新施行令原始附則第6条）

指定報酬管理事業者等は年度の途中に指定する場合もあり得ることから、その場合は指定を受けたあと遅滞なく文化庁長官への提出・公表を行うこととした。なお、一度指定が行われれば、業務の廃止や取消し等の非常に稀な場合を除いて適用されることはないと考えられるため、一般的に適用されることを想定して本則に規定するのではなく、放送二次使用料の指定団体の事業計画等の提出に関する

る経過措置と同様に、原始附則において経過措置を設けて対応することとした。

【参考】新施行令

附 則

(指定報酬管理事業者等の事業計画等の提出等についての経過措置)

第六条 第四十五条の三第一項に規定する指定報酬管理事業者等の同項に規定する報酬等関係業務に係る最初の事業年度における第四十五条の五第一項の事業計画及び収支予算については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定を受けた後遅滞なく」とする。

(カ) 報酬等の額の届出等について（新施行令第 45 条の 6）

不公正な取引等が行われていないことを確保するため、報酬等の額の協議が成立したときは、遅滞なくその額を文化庁長官に届け出なければならないこととした（第 1 項）。

また、文化庁長官は、届出を受理したときは、遅滞なく公正取引委員会に対しその旨の通知をしなければならないこととした（第 2 項）。

【参考】新施行令

(報酬等の額の届出等)

第四十五条の六 指定報酬管理事業者等は、法第九十三条の三第七項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた報酬又は補償金の額を文化庁長官に届け出なければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない

(キ) 業務の休廃止について（新施行令第 45 条の 8）

指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由（第 1 号）、休止又は廃止の日（第 2 号）、報酬又は補償金の支払に関し必要な事項（第 3 号）を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならないこととした（第 1 項）。

また、指定報酬管理事業者等の業務の廃止は権利者の利益にも影響し得るところ、文化庁長官は、廃止の届け出があったときには、その事実及び廃止の理由、廃止の日、報酬又は補償金の支払に関し必要な事項を広く権利者に周知するために官報により告示するものとし（第 2 項）、廃止の日として告示された日に指定報酬管理事業者等への指定の効力が失われることとした（第 3 項）。

【参考】新施行令

(業務の休廃止)

第四十五条の八 指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由
 - 二 休止する日及び休止の期間又は廃止する日（第三項において「廃止の日」という。）
 - 三 報酬又は補償金を受ける権利を有する者（次条第一項第五号において「権利者」という。）に対する報酬又は補償金の支払に関し必要な事項
2. 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨及び同項各号に掲げる事項を官報で告示する。
3. 法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。

(ク) 指定の取消しについて（新施行令第45条の9）

文化庁長官は、指定報酬管理事業者等が以下の事項に該当するときは指定を取り消すことができることとする（第1項）とともに、文化庁長官は当該取消しをしたときは、権利者・利用者への影響・効果に鑑み、指定の場合と同様に官報により告示することとした（第2項）。

- ・ 新法第93条の3第4項各号（新法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）に掲げる指定管理団体が指定されるための要件のいずれかを備えなくなったとき（第1号）。
- ・ 新法第93条の3第6項（新法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をしたとき、又は同項の規定による勧告に正当な理由なく従わなかったとき（第2号）。
- ・ 新施行令第45条の3第1項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで報酬等関係業務を行ったとき、その他報酬等関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき（第3号）。
- ・ 新施行令第45条の5（事業計画等の提出等）又は第45条の6（報酬等の額の届出等）の規定に違反したとき（第4号）。
- ・ 新施行令第45条の8の規定に基づいて、相当期間にわたり報酬等関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき（第5号）。

【参考】新施行令

（指定の取消し）

第四十五条の九 文化庁長官は、指定報酬管理事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 法第九十三条の三第四項各号（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。
- 二 法第九十三条の三第六項の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同項の規定による勧告に従わなかつたとき。
- 三 第四十五条の三第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで報酬等関係業務

を行つたとき、その他報酬等関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき。

四 第四十五条の五又は第四十五条の六第一項の規定に違反したとき。

五 相当期間にわたり報酬等関係業務を休止している場合であつて、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

2 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

(特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等)

第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの（以下この条において「指定補償金管理事業者」という。）の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払うことにより、放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。

一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。

二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行つているものに対し照会すること。

三 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。

四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。

2 前項の確認を受けようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、同項各号に掲げる措置の全てを適切に講じてもなお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と連絡することができないことを疎明する資料を指定補償金管理事業者に提出しなければならない。

3 第一項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、同項の規定により放送同時配信等された実演に係る特定実演家から請求があつた場合には、当該特定実演家に当該補償金を支払わなければならない。

4 前条第四項の規定は第一項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第一項の補償金及び指定補償金管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬を受ける権利を有する者（次項及び第七項において「権利者」という。）のためにその権利を行使する」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金に係る」と、同条第五項中「権利者」とあるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬」とあるのは「次条第一項の規定により受領する補償金」と読み替えるものとする。

(i) 第1項

本項は、①「第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合」において、②「放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業

者」は、③各号に掲げる「措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないとき」は、④「契約に別段の定めがない限り」、⑤「著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの…の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者を支払う」ことにより、⑥「放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる」ことを規定している。

以下では、①～⑤の要件及び⑥の効果について個別に解説する。

条文解説

①「第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合」について

いわゆる放送のために作成された録音物又は録画物を用いて実演が放送される場合（実演が再放送される場合）を指す。

②「放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者」について
放送事業者のほか放送同時配信等事業者も、放送同時配信等のために自ら権利処理を行う場面が想定されることから、「放送同時配信等事業者」も主体に含めることとした。

③各号に掲げる「措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないとき」について

第1号から第4号までは、本制度を活用するに際しての特定実演家と連絡するための手段について規定したものである。

第1号では、（初回放送時の契約を通じて）実演家の連絡先を保有している場合には、その連絡先に宛てて連絡を行うことを求めている。

第2号では、著作権等管理事業者による管理が行われている実演については、当該著作権等管理事業者において連絡先を把握していることから、連絡先を把握する手段の一つとして照会を行うことを求めている。

第3号では、新法第93条の3第1項に規定する文化庁長官が定める公表がされているかの確認を行うことを求めている。

第4号では、放送番組名や権利者の氏名、配信の日時などの情報を特定のウェブサイトにおいて1週間程度掲載することを想定しており、この場合にも、権利者が当該公表を通して自身の実演が利用されることを知り得る状況にあるため、当該公表を求めている。

④「契約に別段の定めがない限り」について

再放送の権利処理について規定する改正前の法94条（新法第93条の2）と同様に、契約に別段の定めをしていた場合には当該契約が優先する旨を規定している。

⑤「著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの…の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払う」について

放送事業者には、(ア) 特定実演家と連絡するために必要な措置を講じても特定実演家と連絡ができることについて、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの（指定補償金管理事業者）の確認を受けること、(イ) 通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを当該管理事業者を支払うことが求められている。また、(ア) 特定実演家と連絡するために必要な措置は第1号から第4号に掲げる措置の全てを講じることが求めており、権利者が不明で連絡ができないことについて担保するために当該事業者の確認を経ることを求めている。

⑥「放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる」について

「当該放送に用いる録音物又は録画物」は法93条第1項の規定により作成した録音物又は録画物を意味しており、当該固定物を用いた再放送に伴う放送同時配信等を行うことが可能となる。

また、放送同時配信等事業者は、放送番組の放送同時配信等を実施することから、「放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて」としている。ここでの「当該放送に係る放送番組の供給を受けて」の意味は新法第93条の3第1項第2号と同様である。

(ii) 第2項

上記③の確認を受けようとする場合には、③に掲げる措置の全てを適切に講じてもなお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と連絡することができないことを疎明する資料を指定を受けた著作権等管理事業者に提出しなければならないことを規定している。

(iii) 第3項

第1項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、不明権利者である特定実演家に代わって補償金の支払いを受けていることから、「放送同時配信等された実演に係る特定実演家から請求があった場合」には、「特定実演家に当該補償金を支払わなければならない」旨を定めている。

(iv) 第4項

本項においては、第1項の指定については新法第93条の3第4項、補償金等の支払い及び著作権等管理事業者については新法第93条の3第5項から第13項までの規定を準用している（詳細は、前述の新法第93条の3の解説参照）。

なお、本条は、施行日後に放送同時配信等の許諾を得ようとしても得られない場合について、本人の許諾に代わる権利処理の方法を導入するものである。そのため、施行日前に録音・録画された実演についても、施行日後に許諾を得ようとする場合に適用される。

(8) レコード・レコード実演の利用円滑化（新法第94条の3、第96条の3関係）

（商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等）

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

(i) 第1項

本項は、商業用レコードに録音されている実演に関して、放送事業者等が一定の金銭を支払うことによって、許諾なく利用することができることとしたものである。ただし、権利者が積極的に許諾権の管理を行っている実演まで無許諾で利用することができる対象とすることは、権利者の利益を害することとなるため、このような実演は、対象から除外することとしている。

具体的には、①「放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」は、②「第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード…に録音されている実演」について、放送同時配信等を許諾なく行うことができることを規定している。

以下では、①、②の要件について個別に解説する。

条文解説

①「放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」について

放送事業者のほか放送同時配信等事業者も、放送同時配信等のために自ら権利処理を行う場面が想定されることから、「放送同時配信等事業者」も主体に含めることとした。

②「第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。…）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）」について

「第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード…に録音されている実演」とは、法第95条の商業用レコードの二次使用の規定と同様に、録音権・録画権を有する者の許諾を得て、適法に制作された商業用レコードに固定されている実演を意味している。

法第95条においては、「商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。…）」と規定しており、商業用レコードに固定された実演、商業用レコードの放送二次使用に配信音源が含まれるように規定している。新法第94条の3も放送同時配信等に配信音源を用いる場面が想定されることから、法第95条及び第97条に加え、これらの条文における「商業用レコード」にも「送信可能化されたレコード」が含まれるよう、初出の新法第94条の3において規定する。

なお、「著作権等管理事業者による管理が行われているもの」として、新法第93条の3と同様に、既に、日本芸能団体実演家協議会（実演家著作隣接権センター）及び日本レコード協会が著作権等管理事業者として実演の集中管理を行っており、こうした団体に権利の集中管理を委託している実演に関しては、既に許諾権の管理が行われていることから、そうした実演に不利益を与えないよう、対象から除外することとしている。ここで、前述の（7）（i）④に記載のとおり、「著作権等管理事業者による管理が行われているもの」は、「管理」の内容を著作権等管理事業法に基づくものに限定していないことから、例えば、いわゆる非一任型の管理や諸外国との相互管理協定に基づく管理も含まれるものと考えられる。

また、「文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの」として、新法第93条の3と同様に、上記以外に、権利者自らが積極的に権利行使（許諾）を行い、円滑な利用が可能となっている場合として、文化庁長官が定める方法により、円滑な許諾を得るために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものが公表されている場合を対象から除外することとしている。

ここで、「文化庁長官が定める情報」は、権利者の氏名・名称や許諾の申込み窓口となるための連絡先、作品名などを想定している。また、「文化庁長官が定める方法」は、特定のウェブサイトにおいて、これらの情報を公表することを想定している。

（ii）第2項

放送同時配信等を行ったときは、放送事業者等は、「通常の使用料の額に相当する額の補償金」を「特定実演家に支払わなければならない」旨を定めている。

（iii）第3項

権利処理及び対価還元について放送事業者、権利者双方の事務上の便宜を図り、補償金の徴収・分配の

円滑な運用を図る観点から、「全国を通じて一個に限り」その同意を得て文化庁長官が指定するものによってのみ行使することができることとしている。

(iv) 第4項

第3項の指定については新法第93条の3第4項、補償金等の支払い及び著作権等管理事業者については新法第93条の3第5項から第13項までの規定を準用している（詳細は、前述の(7)新法第93条の3の解説参照）。

(商業用レコードの放送同時配信等)

第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード（当該商業用レコードに係る前条に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。）を用いて放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行つたときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十六条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

本条も、商業用レコードに関して、新法第94条の3と同じく、放送事業者等が一定の金銭を支払うことによって、許諾なく利用することができることとしている。

(9) 著作権等管理事業者の定義について（新法第2条第1項第23号関係）

(定義)

第二条 (略)

一～二十二 (略)

二十三 著作権等管理事業者著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。

二十四・二十五 (略)

改正前の著作権法においては、「著作権等管理事業者」は第114条第4項でしか用いられていなかったが、今回の改正で実演・レコードの利用円滑化に関する規定（新法第93条の3、第94条、第94条の3、第96条の3）でも用いられるようになったことから、改めて定義規定に「著作権等管理事業者（…）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。」と位置付けることとした。

（10）映画の著作物の著作権の帰属に関する規定の整備について（新法第29条第2項・第3項関係）

第二十九条 (略)

2 専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

三 (略)

3 専ら有線放送事業者が有線放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

一 (略)

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

三 (略)

新法第29条第2項・第3項では、放送番組の流通を円滑に行うことを可能とするために、放送用に作成されたテレビ・ドラマ等の「映画の著作物」について、放送に関連する権利（放送する権利や、放送される著作物の有線放送や放送同時再送信を行う権利）が映画製作者としての放送事業者に帰属することとしている。

本条は資本投下者である映画製作者としての放送事業者に、放送に関連する権利を集中させ、放送番組の円滑な流通を図ることを目的としており、放送同時配信等についても同様の趣旨は妥当するものと考えられることから、放送同時配信等を行う権利についても、対象として規定し、放送事業者に帰属することとした。

その際、通常は放送用に作成されたテレビ・ドラマ等がそのまま放送同時配信等にも用いられるものと考えられるが、例えば、生放送の放送同時配信等の場合には、放送同時配信等のためだけに放送番組を固定することも想定され、このような場合も漏れなく対象とすることが適当であると考えられることから、「放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物」の放送に関連する権利も放送事業者に帰属する旨を規定することとしている。

なお、この規定は、製作者として放送事業者に権利が帰属することから、独自に番組を製作することが想定されない放送同時配信等事業者は対象とならない。

3. 施行期日及び経過措置等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 附則第三条及び第四条の規定 令和三年十月一日
- 三 第一条中著作権法第三条第一項の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十八条第一項の改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規定、同法第四十七条の七の改正規定、同法第四十九条第一項第一号の改正規定（「若しくは第三項後段」を「、第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第百二条第九項第一号の改正規定（「若しくは第三項後段」を「、第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

本改正法については、令和4年1月1日を施行期日とすることとしているが、規定によっては、以下のとおり施行期日を異ならせることとしている。

附則第7条の規定（経過措置の政令への委任）については、本改正法成立後すぐに施行する必要があることから、「公布の日」（令和3年6月2日）に施行することとした（第1号）。

附則第3条及び第4条（放送同時配信等に関する準備行為）については、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について、令和4年1月1日から円滑に同時配信等が行えるように、放送同時配信等の対象としない自動公衆送信を定めることや、報酬・補償金についてあらかじめ定め、周知する必要がある。このため、準備行為として、施行日に先立って総務大臣の協議を行うこと、著作権等管理事業者を指定し、権利者団体と協議させて報酬・補償金をあらかじめ定めることを可能とする必要があることから、「令和三年十月一日」に施行することとした（第2号）。

国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信（新法第31条第6項から第11項関係）については、利用者によるデータのダウンロード防止等を可能とするために新たにシステムの整備を行う必要があり、そのために相当の期間を要することから、準備期間を考慮して「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行することとしている（第3号）。

また、附則第5条（図書館等公衆送信補償金に関する準備行為）については、附則第1条第4号の施行日に先立って、指定管理団体に補償金の額を定めさせ、周知する期間が必要である。補償金の額は、指定

管理団体が定めた額について、文化審議会への諮問を経て文化庁長官が認可することが必要であり、当該認可及び諮問に先立ち、指定管理団体が有効に指定され、補償金関係業務の開始に向けた活動を開始していることが前提となる。このため、これらの行為に関する準備行為は、附則第1条第4号の施行日に先立ち、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行することとしている（第3号）。

図書館資料のメール等による送信（新法第31条第2項から第5項関係）については、①多数の図書館等が関わるものであり、適切な運用を担保するためのガイドラインの策定や各図書館等における体制整備等に相当の時間を要すること、②補償金制度を創設するにあたり、指定管理団体の指定（その前提として、関係する多数の権利者を構成員とする団体の組成が必要）や、指定管理団体による補償金額の検討、文化審議会への諮問・答申を経た上での文化庁長官による補償金額の認可、指定管理団体による徴収・分配スキームの構築等に相当の時間を要することなどから、準備期間を考慮して「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行することとしている（第4号）。

（2）経過措置（附則第2条関係）

（経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の著作権法（以下「第一条改正後著作権法」という。）第二十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に創作される映画の著作物の著作権の帰属について適用し、施行日前に創作された映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

新法第29条第2項及び第3項では、放送番組の流通を円滑に行うことを可能とするために、放送用に作成されたテレビ・ドラマ等の映画の著作物について、今回の改正により、放送同時配信等を行う権利も放送事業者に帰属させることとしているが、今回の改正以前に創作された放送用の映画の著作物についての権利関係を変動させないよう、従来の権利関係のままとする手当てが必要となる。

このため、「第一条の規定…による改正後の著作権法…第二十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日…以後に創作される映画の著作物の著作権の帰属について適用し、施行日前に創作された映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。」との経過措置を設けることとした。

（3）準備行為（附則第3条から第5条関係）

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化（附則第3条及び第4条関係）と図書館関係の権利制限規定の見直し（附則第5条関係）の双方において、協議・指定等の様々な行為が規定されているところ、施行後速やかに運用を開始する観点から、一部の規定について、準備行為を規定している。

（放送同時配信等の対象としない自動公衆送信を定めるための準備行為）

第三条 文化庁長官は、第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、出版権者

若しくは著作権隣接権者の利益を不当に害するおそれがある自動公衆送信又は広く国民が容易に視聴することが困難な自動公衆送信を定めるために、施行日前においても、総務大臣に協議することができる。

本条は、新法第2条第1項第9号の7の「放送同時配信等」の定義規定に掲げている文化庁長官の定めについて、周知期間を考慮して、施行前に十分な時間的余裕をもって行うことができるように、必要な手続である「総務大臣の協議」について準備行為として規定することとした。

(著作権等管理事業者の指定等に関する準備行為)

第四条 文化庁長官は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定及び第一条改正後著作権法第九十三条の三第四項（第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により、著作権等管理事業者（第一条改正後著作権法第二条第一項第二十三号に規定する著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、それらの指定は、施行日以後は、それぞれ第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項及び第十二項（これらの規定を第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、令和四年の第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項に規定する報酬又は補償金の額について、放送事業者、有線放送事業者若しくは放送同時配信等事業者（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の八に規定する放送同時配信等事業者をいう。附則第八条第一項において同じ。）又はその団体と協議して定めることができる。

第1項は、新法第93条の3第3項、第94条第1項、第94条の3第3項及び第96条の3第3項に規定する著作権等管理事業者の指定に関する準備行為をまとめて規定している。

第2項は、著作権等管理事業者が放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体と協議して報酬又は補償金の額を定める準備行為を規定している。

(団体の指定等に関する準備行為)

第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の著作権法（以下この条及び附則第八条第二項において「第二条改正後著作権法」という。）第百四条の十の二第一項及び第百四条の十の三の規定の例により、団体の指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日以後は、第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四

条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の意見を聴き、及び同条第一項の認可の申請をすることができる。

- 3 文化庁長官は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の規定による認可とみなす。
- 4 第一項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の五の規定の例により、同条第一項の補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。
- 5 文化庁長官は、第二条改正後著作権法第百四条の十の六第一項の政令の制定の立案のために、第四号施行日前においても、文化審議会に諮問することができる。

第1項は、団体の指定に関する準備行為について規定している。図書館等公衆送信補償金の額は、指定を受けた団体が申請し、文化庁長官による認可を受けるため、第2項により意見を聴くこと及び申請に関する準備行為を、第3項により文化審議会への諮問及び認可に関する準備行為とその認可の効力について規定している。

第4項では、指定を受けた団体は、補償金に関する業務を開始する場合には補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出る必要があるところ、図書館等公衆送信補償金制度の施行後、団体が直ちに補償金関係業務を開始できるようにするため、当該規程の作成及び届出についても準備行為を来てしている。

第5項では、指定管理団体が行う新法第104条の10の6第1項の事業に関する政令を定める場合の文化審議会への諮問に関する準備行為について規定している。

(4) 罰則についての経過措置（附則第6条関係）

(罰則についての経過措置)

第六条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

著作権法においては、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者は罰則（10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科）の対象となっているところ（法第119条第1項）、本改正法においては、権利制限規定の拡充等を行うこととしており、施行後は権利侵害（罰則の対象）となる範囲が狭まることとなるが、施行前に行った権利侵害行為が施行後において罰せられないこととなった場合には、過去に同一の行為で罰せられた者に対する罰則として公平性を欠くことになることから、施行前の行為については、なお従前の罰則が適用されるよう、「この法律…の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」との経過措置を規定している。

なお、罰則の経過措置は、一番早く到来する施行日であることから、放送同時配信等に関する施行日である、この法律の施行の日（令和4年1月1日）とする。

（5）政令への委任（附則第7条関係）

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

本改正法の公布後、その施行前に、新たな経過措置を設ける必要が生じた場合に備え、経過措置に関し、政令に委任することができる旨の規定を定めることとし、この規定については、公布日（令和3年6月2日）に施行することとした。

（6）検討等（附則第8条関係）

（検討等）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する放送同時配信等をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、これらの者による著作隣接権者への報酬及び補償金の支払の状況その他の第一条改正後著作権法の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金（第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。）の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

本規定は、放送同時配信等に係る権利処理の円滑化（附則第8条第1項関係）、図書館の権利制限規定の見直し（同条第2項関係）に係る改正に関連して、それぞれ必要となる国の措置についてまとめて規定している。

（i）第1項

放送同時配信等については、本改正法により、放送事業者において放送同時配信等に係る権利処理を円滑に行うことが可能となり、施行後は、著作権法に起因するフタかぶせは基本的に解消されるものと考えられる。

他方、今回の措置は現時点で放送事業者から課題として挙げられている措置に対応するものであるが、放送同時配信等のサービスについても現在試行的に行われているものが多く、今後本格化していく

ことを踏まえると、放送事業者にとって予見できない権利処理上の新たな課題が生じたり、サービスが拡充していく中で、権利者へ適正な利益還元を行う上での課題が生じたりする可能性が少なからずある。このため、施行後のサービスの実施状況や対価還元の実態等をフォローアップし、放送同時配信等を取り巻く状況の変化に対応していくため、検討条項を設けている。

(ii) 第2項

図書館等公衆送信補償金については、その費用を受益者である利用者の負担に適切に転嫁させることが重要であると考えられる。当該費用の利用者への円滑かつ適正な転嫁に寄与するために、その趣旨及び制度の内容について正しい理解を周知することが同制度の導入のための前提となる条件整備であることから、図書館等公衆送信補償金の円滑かつ適正な転嫁に寄与するための周知等に係る規定を設けている。